九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

慕容政権の支配構造の特質 : 政治過程の検討と支配 層の分析を通して

小林,聡 九州大学大学院文学研究科

https://doi.org/10.15017/24596

出版情報:九州大学東洋史論集. 16, pp.35-78, 1988-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会

バージョン: 権利関係:

慕容政権の支配構造の特質

- 政治過程の検討と支配層の分析を通して ―

小 林

聡

はじめに

辺境時代

1 晋朝冊封体制への参加

2 「燕王国」の成立

一 中原時代

一 東胡、東夷世界と慕容政権

支配集団の諸相

四

おわりに

はじめに

遂げた。その後、

なくされるまで、

中原社会の統合者としての位置を占め続けた。

世紀初頭、西晋の衰弱に乗じて平州方面に胡漢連合国家を建設する。世紀半ばに至り、中原に進出して一大帝国へと成長を 百余年にわたって政権を維持し得た、きわめて特異な存在といえよう。慕容部はもと遼河流域の一遊牧集団であったが、四 四・五世紀東アジアは政治的・社会的変動の激しかった時代である。その中で鮮卑慕容部は一時的な中断はあったにせよ、

一時前秦の支配を受けるが、まもなく復興し、世紀極末に拓跋部の進攻によって東北辺境への退却を余儀

支配に活用した点を論じ、後半では東北アジア諸民族 な検討がなされるようになった反面、 策を中心に、辺境時代の漢人流民、少数民族双方と政権のかかわりが詳細に分析されている。これらの研究により、慕容政 構造であったとされ、 これに対し飯塚勝重氏は「中国化」そのものは認めつつも、辺境期の漢人政策の検討を通じて、ストレートな農耕国 対内的権力構造の実態を分析しようとした。 中原帝国への転化を念頭に置きつつ、前半では慕容政権が晋朝体制内にあって国家体制を成熟させ、やがてその成果を中原 や不鮮明になってしまったのではないか。本稿では、この発展過程、すなわち東北辺境に於ける胡漢混成国家の成立から、 権固有の統合原理が、北魏、 転化に疑問を投げかけられた。さらに谷川道雄氏に至り、部族連合国家の後身たる「宗室的軍事封建制」が慕容政権 古くは田村 慕容部は所謂五胡諸国の中では比較的研究蓄積が豊富であり、特に戦後になっていくつかの注目すべき専論が出された。 部族制原理の持続性が強調されることになる。その後、関尾史郎氏によって、慕容皝時 征服王朝の一類型として慕容部を把え、「牧農的国家」から「準漢族国家」への展開を論じられた。 隋唐への史的展開を視野に入れつつ解明されてきた。ただ、個別の歴史事象についてより精密 かつて田村氏が論じた〝辺境→中原〟という、慕容部それ自体の発展過程の認識がや 漢人を含む― の結合体としての慕容政権を想定し、 代の国 その対外的、 一力再編 家への

一 辺境時代

では、中原の に於て晋朝による封冊がどのような意味を持っていたのかについては、従来必ずしも明確にされてこなかったと思う。本節 辺境時代の慕容政権がほぼ一貫して晋朝の冊号を受容していた点については既に先学の指摘があるが、国家形成の各段階 胡 |族国家によって晋朝から引き離された辺境平州の漢人士人層の動向を視野に入れつつ、この点について考察

1 晋朝冊封体制への参加

る中部鮮卑の大人たる「慕容」が、 「慕容」の名が最初に史料に現われるのは『三国志』巻三十、 後の慕容部といかなる関係にあるのかは明らかにし得ない。 鮮卑伝注に引く王沈 『魏書』である。だが、ここに出てく

さて、『晋書』巻百八、慕容廆載記に、

(全柳城之功、

進拝鮮卑単于。遷邑於遼東北。於是漸慕諸夏之風矣。

曽祖莫護跋、 魏初率諸部入居遼西、従宣帝伐公孫氏有功、拝率義王、 始建国於棘城之北。……祖木延、 左賢王。

とあり、慕容廆以前三代の略歴が記されるが、曽祖の時代から複数の部族集団を統べ、中国王朝の冊号を受けており、 首長の地位が世襲されていたといった点が特徴的である。このように、純粋な遊牧国家からの脱皮が始まっていたとはいえ、 「漸慕諸夏之風」なる表現は、この時点での定住・農耕化を意味しているわけではないとされる。 また

とは難しかったと思われ、また晋朝から自立することは、強大な近隣諸部族との抗争に単独でたちむかわなければならぬこ 確立するための方策であったとしても、西晋の統治機構が正常に作用している状況では掠奪行為に恒常的な収益を求めるこ 拒否されると連年幽平両州に侵攻し、また北の夫余に攻め込んで国都を占領するなど、 連の自立行動は短期間で終る。関尾史郎氏が指摘されるように、中国の人民・家畜の掠奪が、廆の部族長としての権威を 慕容廆の嗣位当初も事情は変わらず、やがて西晋王朝からの離脱を試みるに至る。 廆は武帝に宿敵宇文部 晋朝体制の攪乱者と化する。しかし、 の討伐を請

とを意味した。 農桑、法制同于上国」と農耕化・定住の第一歩を踏み出した(二九四年)。 の政策であった晋朝体制への参入を選択したのである。この後、 て晋朝に降り、 かくして慕容廆は「吾先公以来世奉中国、 鮮卑都督を拝した(二八九年)。危険度が高く、「吾百姓を害」うおそれさえある自立行為よりも、 且華裔理殊、 強弱固別、 廆は遼河を越えて西岸の昌黎郡棘城の地に移住し、「教以 豈能与晋競乎、 何為不和以害吾百姓邪」 と部人に告げ 曽祖以来

ろう、幽州にて承制し、皇太子を建てて新朝廷の形成を試みていた王浚は、清河の名族で自らの妻舅である崔毖を平州 与えられた。この官号は漢人に与えられるべきものを含んでおり、 図があったのはいうまでもない。浚の東方政策の一環として、慕容廆には散騎常侍・冠軍将軍・前鋒都督・大単于の官号が 史・東夷校尉に「任命」して遼東に送り込んだ。毖に前述の諸勢力の統御にあたらせ、幽州政権の背後を固めようとする企 では慕容部、 四世紀に入ると、西晋では全国的な動乱時代に突入していた。華北では匈奴系の劉氏が西晋を圧迫していたが、 段部、 宇文部、 高句麗が漢人社会を取り込みつつ割拠することになる。そういった情況を踏まえてのことであ 従来の鮮卑都督等の漢号とは一線を画するものであると 東北辺境

しなくなってしまったため、琅邪王政権自体の正統政府への昇格が必要とされたと思われる。三一七年、廆は漢人ブレーン応をおこなっている様子がわかる。とはいえ、現実問題として廆に冊号を授けるべき、正統性を保障された朝廷が他に存在 誕生するという手続きを経て、あらためて廆は前に辞退していた冊号を受けるのである。 の献言を納れて、劉琨ら他の北方親晋有力者と共に建康に使節を送り、王に対して登極を勧進した。その結果、東晋王朝が 左雑夷流人諸軍事・竜驤将軍・大単于・昌黎公に冊立したが、廆は辞退する。 将軍・昌黎遼東二郡公に冊立すると、これは受ける。愍帝政権崩壊後、琅邪王が江南で承制して、仮節・散騎常侍・都督遼 いえよう。ただし、廆はこれを辞退しており、幽州政権への参加には消極的であった。その後、長安に拠る愍帝が廆を鎮 以上の経過をみると、冊号の受容に慎重な対

失敗して高句麗に亡命した後、廆が遼東方面に進出するという事件が起こった。戦後廆は建康に遺使して戦勝報告をおこな 刺史・東夷校尉の任に就いていたからだと思われる。三一九年、毖が高句麗、段部、宇文部と連合して廆を包囲攻撃するが、 ったが、もとより真の目的は毖の地位の継承であった。『資治通鑑』巻九十一、太興三(三二〇)年の条に、 人に対する民政的領域支配を示す官号が入っていない。これは王浚敗滅(三一四年)後も、東晋の承認を受けた崔毖が ところで、慕容部の傘下には流民と平州土着とを問わず、多くの漢人を抱え込んでいたが、この時与えられた冊号には漢 |鬼の使)裴嶷至建康、盛祢慕容廆之威徳、賢儁皆為之用。朝廷始重之。(胡注――朝廷始以裔夷侍慕容、 今以嶷言始

とあるような晋朝 の認識の変化の後、 監平州諸軍事・ 安北将軍・平州刺史との冊号が廆に与えられ、 翌三二年、

重之。

巻百八、慕容廆載記に 尋加使持節都督幽〔平二〕州東夷諸軍事・車騎将軍・平州牧、進封遼東郡公、邑一万戸、常侍・単于並如故。 命備官司、

制海東、

置平州守宰。

五等爵の諸官号が結合した、非漢族政権に対する六朝的冊号スタイルの濫觴をなすものであった。 とあるような平州の鮮卑・漢両民族、および東夷諸民族に対する全面的な支配が委任されるに至った。 慕容部に対する最終的な冊号形式といえよう。そして、これはまた「都督」、将軍、 州刺史、 崔毖追放後に得たこ 異民族首長号、

このスタイルはいうまでもなく、後漢末・三国期に次第に形成された地方官の官号の延長線上にあるものである。

たとえ

38

ば『三国志』巻二十八、毋立倹伝に、

遷左将軍・仮節監予州諸軍事・領予州刺史。

とあり、「都督」、将軍、州刺史の三つが出鎮者の帯びる官号となっている。西晋に入ると「都督」と州刺史の兼任は原則 自立化、軍閥化を背景としていることは周知の事実といえよう。辺境とはいえ多数の漢人を抱えた慕容政権も晋朝 して認められなくなったが、八王の乱以降、再び三官の兼任がおこなわれた。いずれにせよ、こういった地方官制が州鎮 しての一面を備えていたといえるのであり、彼らの国家形成の歩みを即晋朝体制からの離脱と考えることはできないと思う。 慕容政権はもう一面では非漢族的要素を当然備えているが、晋朝が「裔夷」に漢人と変わらぬ諸官号を与えることに抵 の州鎮と

政情不安が続いた頃には、まず南匈奴の部帥クラスが将軍等の官を拝する例がみられ、また幽州では、『晋書』巻六十三、 可欠の武力集団となった彼らは、もはや漢代の外臣の概念では把えきれない存在になっていたといえよう。特に西晋末期の その背景には塞内に移住して久しい南匈奴、鮮卑、烏桓、氐、羌等の存在感の高まりがあった。支配機構の一部となり、不 漢代には「夷狄は以て大権を仮するべからず」との認識が圧倒的であった。この原則が崩れだすのは魏晋期といってよい 感を持っていたことは前に述べた。中国王朝が非漢族君主に内臣用の官を与えることは原則として認めないのは周知に属

段匹磾伝に、

匹磾為左賢王、率衆助国征討、 仮撫軍大将軍、……及王浚敗、匹磾領幽州刺史。

とあるように、鮮卑段氏が州刺史号を得ている。匹磾の幽州刺史任命は三一四年であるから、慕容廆の平州刺史任命(三二

○年)の前例となったといえる。

(三一○)年の拓跋猗盧の代公封建について、劉琨『与丞相牋』を引くが、その中に、 また、爵号についても、晋代には中国内の郡を冠するものを非漢族に与えるようになった。 『資治通鑑考異』 は 永嘉四

昌黎公、遼東公封建もこの流れの中にある。 とあり、 戎狄封華郡、 段氏の遼西公封建の前例としてあげ、「戎狄を華郡に封ずる」ことは「救弊」策であるとの見解を示す。 誠為失礼、然蓋以救弊耳。猶(王)浚先以遼西封(段)務勿塵。此礼之失、浚実啓之。 慕容廆の

三二一年の慕容廆に対する冊立は以上に整理した地方官制と非漢族政策の魏晋的あり方の上に成立したものであり、

その

冊号スタイルは坂本義種氏によって綿密な検討がなされた、 東アジア諸国に中国王朝が与えた冊号の淵源をなすものといえ

- 「燕王国」の成立

原から避難して来る漢人士民を収容し、前者は東方諸民族、後者は西方諸民族を糾合しつつ後趙と対決するというのが晋朝 権威づけを求める動きを政権内部に生ぜしめることとなった。 からみた彼らのあるべき姿であった。とはいえ、数十年にわたり実質的な自立を維持したという自負は、 は、永嘉以来めまぐるしく変転した東アジアの政局もようやく小康状態になった。慕容、張氏両政権は辺境の州鎮として中 対する江南の東晋が藩屛たる平州の慕容氏、涼州の張氏と共にこれを包囲するという構図ができあがり、三三〇年代初頭に 至った。王浚・段部の幽州政権、劉琨・拓跋部の并州政権といった親晋勢力が崩壊し、石氏の後趙が華北全土を制圧すると、 前述のような経緯で、慕容廆は晋朝体制に留まりつつ、三二○年代には遼河の東西にまたがる胡漢混成政権を形成するに 自然より高次元の

涼王を称し、百官を置くことを請うたのは三三二年であるが、慕容部ではその一年前に、東夷校尉封抽、行遼東相韓矯ら三――具体的には、公爵から王爵への昇格、百官設置、九錫の具備等が彼らの要望となろう。張氏政権に於て群僚が当主張駿に、 えてあらたな部内の編成が必要とされたからであろう。 尉陶侃の府に送っている。両政権でほぼ同時期にこの種の運動が起こったのはもとより偶然ではなく、流動的な建国期を終 十余人――形式上、彼らは慕容廆と同列の晋臣である――が廆を燕王に封じ、行大将軍事として欲しいとの疏上を東晋の太

た。さらに段部、宇文部がこれに呼応し、皝に対する包囲網がつくられる。『資治通鑑』巻九十五、咸和八(三三三)年の に入る。この年十月にまず皝の同母弟仁が遼東平郭で挙兵し、慕容氏一族や漢人官僚を引き込み、やがて遼河以東を制圧し はただちに建康に遣使して父の死を報告し、冊号の継承を要求した。皝の治世が始まるが、まもなく慕容政権は危機の時代 ところが、封抽らの疏上に対し、東晋の返答がなされる前に、廆が死去し(三三三年)、遼東公世子の皝が嗣位した。皝

慕容皝初嗣位、用法厳峻、国人多不自安、主簿皇甫真切諫、不聴。

とあるように、 高下無班、進無統摂之権、 慕容仁の乱は、 退無等差之降」と指摘された支配機構の未熟さがここに来て顕在化したといえる。 皝の性急な「用法厳峻」政策による慕容部民の反発を背景としており、 陶侃に「東方官号、

平郭を陥して仁を処刑し、また段部、宇文部を撃退してとりあえず危機は去る。自信をつけた皝の陣営では、 またずに燕王を称すべしとの議がおこり、『資治通鑑』巻九十五、咸康三(三三七)年の条に、 三三五年、仁に抑留されていた晋使が棘城に到着し、皝は嗣位後三年にして晋朝から冊号を受けることができた。 晋朝の許可を

皝即燕王位、 如魏武晋文輔政故事。 十月……於是備置群司、以封奕為国相、韓寿為司馬、裴開為奉常、陽騖為司隸、王寓為太僕、李洪為大理、 宋該・劉睦・石琮為常伯、皇甫真・陽協為穴騎常侍、宋晃・平熙・張泓為将軍、封裕為記室監。……冬十月丁卯! 大赦。……十月甲寅、 追尊武宣公(廆)為武宣王、夫人段氏為武宣后、立夫人段為王后、 世子儁為王太子、 杜群為納

容の検討がここで必要となろう。 われている。「故事」適用は両政権の晋朝体制からの離脱と考えることもできるが、果たしてそうであろうか。「故事」 れる者が、皇帝に準ずる爵号、典制等を許可された事例である。前述の張駿の場合もやはり「故事」適用が群臣によって請 故事」が燕王自称の際の規範となった点である。この「故事」とは、 とあるような経過で『周礼』を模した百官の設置等、「燕王国」の体裁が整えられた。ここで注目すべきは、「魏武晋文輔 漢魏、魏晋革命の際に将来皇帝位に即くであろうとさ

『三国志』巻一、太祖本紀建安十八年の条に、漢魏革命の折の献帝の詔を載せて、 昔在周室、畢公・毛公入為卿佐、周・邵師保出為二伯、外内之任、君実宜之。其以丞相領冀州牧如故

とあり、 「外内之任」――に位置したことを伝える。魏晋革命時の司馬昭、司馬炎も相国と晋王を兼ねており、り、曹操が魏公(のちに魏王)に封ぜられ、鄴に小朝廷を持った後も、依然丞相領冀州牧として漢帝国 依然丞相領冀州牧として漢帝国 の官僚体系の

構の中枢を占めていた。慕容皝の場合では、彼が燕王号の他に称した官号はみあたらないが、前述のように、 燕王自称はそれを背景としていたのであろう。ただ、王朝内に在ってこれを支えることによってこそ権威を保つという構造 州刺史号も依然消滅してはいなかったであろう。部内に於ける晋朝の権威は、この時期次第に低下していたと思われ、 朝に対し大将軍・燕王への冊立を求めている例等から、 おそらくこの時も大将軍号の自称を伴っていたと思わ 現王朝の支配機 れる。 廆の晩年、 また平

を持つ「魏武晋文輔政故事」を適用する限り、「燕王国」の晋朝体制内残留という一線は保たれたといえよう。

上のことから、三三七年末の慕容部の動きは形式と実質を巧妙に使いわけた、広い意味での「自立」化であると考えられよ 部討伐のための戦術的措置といえるにしても、「故事」の適用とは別次元の論理がそこには働いていたと理解できよう。以 燕王自称からまもなくの三三七年十一月、皝は従来敵視策をとってきた後趙に遣使して皇帝石虎に藩を称した。これは段

ったので、石虎の怒りを買い、その侵攻を惹起した。これに対し、『資治通鑑』巻九十六、咸康六(三三八)年の条に、 ところが、翌三三八年、段部討伐戦が始まると、皝の軍は盟約の通り後趙軍と会さず、人畜の掠奪をおこなったのみであ

う。

皝聞之、厳兵設備、罷六卿・納言・常伯・冗騎常侍官。

出、招誘民夷」と懐柔策に出ると、成周内史崔燾、営丘内史鮮于屈、東夷校尉封抽、東夷護軍宋晃、居就令游泓、武原令常 質を全く異にする戦争であり、部内、特に中原からの流寓士人に深刻な動揺を与えずにはいられなかった。石虎が「遺使四 覇らの漢人地方官が後趙に降り、冀州人の僑郡冀陽では「流寓之士」が太守を殺して皝に反旗を翻した。慕容部は窮地に立 とあり、 始まる〝危機の時代〟はようやく終わる。 たされたが、数年の戦争の末、後趙軍の撃退に成功した。三四〇年以降、後趙は積極攻勢を差し控え、ここに慕容仁の乱に 「自立」行為が重大な危機に直面したことを意味する。胡族王朝とはいえ、まぎれもない中原国家との対決は、従来とは性 皝は軍備を整える一方、前年に設備した百官を廃止して自粛策をとった。王号廃止こそなかったが、これ は 皝 0

支持を得ていなかったからではないだろうか。『資治通鑑』巻九十四、咸和四(三二九)年の条に、 題となった。離反の遠因は、燕王自称に象徴される慕容部の「自立」政策がまだ十分に成熟せず、特に漢人士人の全面的な 仁の乱の原因は「国人」の「用法厳峻」策に対する反感であったが、石虎の侵入時には前述のように漢人士人の離反が問

不著、不患名位不高。桓文有匡復之功、不先求礼命以令諸侯。宜繕甲兵、 僚属宋該等共議、 不亦栄乎。 廆不悦。出恒為恒為新昌令。於是東夷校尉封抽等疏上陶侃府、 以廆立功一隅、位卑任重、等差無別、不足以鎮華夷、宜表請進廆官爵。参軍韓恒駁曰、 除群凶、 請封廆為燕王、行大将軍事。 功成之後、 九錫自至。 立功者患信義 比於邀君以求

とあり、 燕王自称どころか晋朝に対する王号、大将軍号の請求にも反対する韓恒のような士人が存在した。一方の宋該につ

いては『晋書』巻百九、慕容皝載記に、

骨漢は 文輔政 と非難されている人物である。 う状況であれば、 士人にとっては、この海東の地にも晋朝体制は厳として実在しており、これを否定しないまでも革命を連想させる 石虎の招誘に応じた士人(前述)のポストをみると、全て首府から離れた地方官であるのは象徴的と言える。 (故事」を持ち出す「阿 記室参軍 「軽しく諫士を劾する」 封裕諫曰 彼らの不満は大きかったと思われる。 ……右長史宋該等阿媚苟容、軽劾諫士、己無骨鯁、 ·媚苟容」の一派の提案は許し難い事であったのであろう。 宋該らの排撃にあって地方官に左遷されるケースが恒の他にもままあったのではなかろうか。 三三七年に皝の燕王自称を勧めたのも宋該タイプの僚属であったと思われ、韓恒のような硬 嫉人有人、 まして、 掩蔽耳目、 硬骨の故に左遷されるとい 韓恒タイプの 「魏武晋

層の不満を封じたといえよう。以後慕容政権は「自立」化を推進する。『資治通鑑』巻九十七、 皆な殊礼に従」 督河北諸軍事・ 到着すると、「故事、 み出すとなれば、 の少なくとも一 対後趙戦末期の三三九年十月、皝は長史劉翔を建康に遣し、 燕王皝以為古者諸侯即位各称元年、 ったという。「燕王国」の存在はここに於いて晋朝の特例的承認を得ることとなり、 幽州牧・大単于・燕王の冊号を獲得した。また子の儁以下功臣百余人が封建され、「燕王国」の 部 皝は是が否でも王号問題について晋朝の公認をとりつけねばならなかった。さて劉翔は三四一年に 大将軍不処辺、自漢魏以来、不封異姓為王」との朝廷の見解を覆し、 の反感を買って彼らの離反を促し、 於是始不用晋年号、 また後趙と単 自称十二年。 懸案の大将軍・燕王への封冊を求めた。 -独で相対せねばならなくなるというデメリ ついに皝は使持節・大将 永和元 (三四五) 皝はこれによって士人 燕王自称が漢 年の条に に建康に 人士人 物 軍 トも 都

晋朝の諸侯という立場は守りつつも、「燕王国」の自己完結性を高める。

力としては存在していなかったから、 方拓跋部と婚姻関係を結んだ。三四六年には北方に余命を保つ夫余を攻めて国王以下を虜にする。 から竜城に遷し、 三四〇年代は慕容政権が活発な体外攻勢を展開し、 関尾史郎氏によって詳細に検討された「屯田」政策が提案、施行されたのがまさにこの時期(三四五年)は存在していなかったから、かつて慕容部を包囲していた諸国は三四〇年代には全て屈伏したといえる。 ついで高句麗を討って丸都に入り、 国内支配の整備を押し進めた時代といえる。まず三四二年、 王母以下を虜にして帰還した。三四四年には宇文文部 施行されたのがまさにこの時期(三四五年)であり、 遼西の段部は既に を滅 内政に於 都 また西 記を棘城 割拠勢

な流民把握が試みられた。この他、『晋書』巻百九、慕容皝載記に、 また魔の治世に流民のために設置されていた僑郡県の再編がおこなわれ(三四七年頃。 なお、 第四節参照)、 よりきめ細か

於講授、学徒甚盛、至千余人。……皝親臨東庠考試学生、其経通秀異者、 賜其大臣子弟為官学生者号高門生、立東庠于旧宮(棘城か?)、以行郷射之礼、 擢充近侍! 毎月臨観、 考試優劣。 **皝雅好文籍** 勤

の擢充というエリートコースに乗った――されるに及んでも、 とあり、 士人層は皝が教授、考試に与る東庠に於いても、大将軍・幽州牧・燕王たる皝の諸官府に辟召 皝に対する人的結合が常に求められたのである。 近侍

が中原の「恢復」に成功した場合、「燕王国」の帝国への昇格もあり得ることになる。慕容部の中原進出、 ってできた「燕王国」に対する晋朝の追認である。さらにいえば「故事」から容易に類推されるように、 の「燕王国」の成熟が前提条件となったといえる。三四一年の大将軍・燕王への冊立は、「魏武晋文輔政故事」 そして、それは七年にわたる〝危機の時代〟の克服、より具体的にいえば、「自立」化政策の結論としての、 慕容皝の治世後半は、慕容政権が周辺の東胡・東夷諸民族を取り込みつつ、東アジアの列強として登場した時代である。 もし将来、 燕帝国の成立の 晋朝体制下で の適用によ

二 中原時代

素地は実質的にも形式的にもこの時期にできあがったと考えてよかろう。

また前秦による征服後の旧前燕系官人の動向についてもふれる。 混成国家を形成するに至った過程を述べた。本節では、四世紀中葉に中原進出を成功させた慕容政権の支配の実態を探り、 節では、 慕容氏が東 北辺境に於いて、 晋朝体制内にとどまりつつも、 「自立」化の道を模索し、 一定程度成熟した胡

た2 の内紛がおこっており、 并平四州牧・大将軍・大単于・燕王の冊号を受けるが、これが慕容氏に対する最後の冊立となった。この年、 その後も燕軍 四八年八月、 冉閔系の軍閥が残存し、 慕容皝が死去し、子の儁が燕王位を嗣いだ。 は南進を続け、 儁は翌三五○年正月、これに乗じて三方面から中原に進攻し、三月、 前燕、 三五二年までには中山、 東晋、 前秦の間で叛服常ならぬ動きをみせていたが、とりあえず慕容氏が中原の主 鄴といった黄河以北の要地を占領するに至った。 翌年、 東晋から使持節 侍中 薊を陥落させてここに遷都 大都督 督河: 華北各地には旧 北 華北では後趙 諸 軍事

人公になったといえる。ここに於いて、予想された通り、儁の皇帝即位 の動きが現 わ れる。

を献じたという話を捏造し、三五二年十一月、 燕軍の鄴占領の直前に、東晋の決死隊が入城し、 百官を置いて皇帝位に即いた。 伝国璽を持ち出して江南に送っていたが、 前燕帝国の成立である。 儁は冉閔の皇后董氏が伝国 これはとりもなおさ

東晋との冊封関係が消滅したことを意味する。『晋書』巻百十、慕容儁載記に、

とあり、 時朝廷遣使詣儁、 晋使に対し自らが 儁謂使者曰「汝還白汝天子、我承人乏、為中国所推、已為帝矣。 「中国」の主たることを宣言したのである。 官制面で言えば、 『資治通鑑』 巻九十九、

永和

十一月丁卯、 始置百官、 以国相封奕為太尉、 左長史陽騖為尚事令、 右司馬皇甫真為尚書左僕射、 典書令張烯為右僕射

とあるように、大将軍・燕王等を兼任する儁の下で府官(左長史・右司馬)、国官(国相・典書令)、 其余文武拝授有差。 州官等に分散してい た

僚属がここに至って百官組織に一元化された。

ば、 慕容部進出前後の中原は後趙・冉閔末期の大混乱の中で郡県行政系統の麻痺がみられ、 政権は辺境時代の段階で、多数の中原出身の漢人士人をブレーンとして抱え込み、中国的支配機構を整備していた。それ することはできず、そこで地緑・血縁関係を通じての支配が補完的な役割を果たすことになったようである。具体的にいえ え、中原に進出し、 次に、実際の中原支配がどのようにおこなわれていたのかをみてみたい。 辺境時代から仕えている漢人官僚が、 永和七年(三五一)の条に、 従来の数十倍の胡漢両民族を統治するにあたっても、ある程度の適応性をみせたと考えることができる。 中原の本籍地等に於いて持っているネットワークを利用した。『資治通鑑』巻九 既に先学によって指摘されているように、 慕容部としてはこれに全面的に依存 慕容

引兵直抵約塁、 聚衆自守。(冉) 閔以準為幽州刺史、 渤海人逢約、 因趙乱擁衆数千家附於魏、 遣人謂約曰相与郷里、 与約中分渤海。 隔絶日久、 魏以約為渤海太守。故太守劉準、 会遇甚難。 燕王儁使封奕討約、 時事利害、 人皆有心、 使昌黎太守高開討準・放。 劉隗之兄之子也。土豪封放、奕之従弟也。 非所論也。 願単出一 開 相見、 瞻之子也。 以写佇結

ŋ, とある。ここに出てくる封奕、高開は辺境時代から慕容氏に仕えている渤海出身の士人である。 の交渉は成功し、三人は燕に降ったが、これは慕容政権が傘下の士人の地縁・血縁関係を利用した施策といえる。また、 平定の後、 本籍地にて塢主となっている逢約・封放、及び故太守劉準(彭城人)に対し帰順を勧めに派遣されたのである。 以尚書左丞鞠殷為東萊太守、……殷、彭之子也。彭時燕大長秋、以書戒殷曰、王彌・曹嶷(いずれも西晋末の軍閥) 有子孫、 汝善招撫、 東萊出身の鞠殷を同郡太守に任命したときのこととして『資治通鑑』巻百、永和十二(三五六)年の条に、 勿尋旧怨、 以長乱源。殷推求、得彌従子立、嶷孫巖於山中、請与相見、深結意分。彭復遣使遺以車 彼らは燕軍と共に中原に入 青

とあるが、これも本籍の事情を熟知した士人を巧みに活用した例といえよう。(鞠父子は廆の治世に 、 永和七年の条に、 東萊より渡海 して慕

馬衣服、郡民由是大和

容部に帰順していた。)また、やや観念的な「同郷」関係の例であるが、『資治通鑑』巻九十九、 常)煒上疏謝恩、儁手令答曰、卿本不為生計、孤以州里相存耳、云々。

これに注しているように、異民族君主と漢人の「同郷」関係が強調されている。 とあり、 慕容儁が常煒の家族を戦火の中から救出した時のことを記すが、胡三省が「儁居昌黎、煒居広寧、二郡 **幽**州³ ع

貫と慕容政権の版図の関連については第三節参照。) をみせていないのはこのことと関係すると思われる。冀州についても同様の事情があったであろう。(なお、 年代のことである。それに対し、慕容部はこれら諸郡の士人を多く抱え込んでおり、この方面に進入する際、 ところで、遼西、北平、燕郡、 漁陽、といった幽州諸郡はもともと段部の勢力圏であり、後趙の版図に入ったの 漢人官僚の本 ほとんど抵抗

る計画を立てた。 さて、三五八年、 その時のこととして『資治通鑑』巻百、升平二(三五八)年の条に、 黄河以北を制圧した慕容儁は、さらに進んで東晋、 前秦の併合を企て、領土内より大量の歩兵を徴発す

邑劉貴上書極陳、百姓彫弊、発兵非法、必致土崩之変。儒善之、乃更令三五発兵、寛其期日、 燕主儁欲経営秦・晋、十二月、令州郡校実見丁、戸留一丁、余悉発為兵、欲使歩卒満一百五十万、 官司各遣 使者、 道路旁午、郡県苦之。太尉・領中書監封奕請、 自今非軍期厳急、 不得遺使、 以来冬集鄴。 自余賦発皆責成州郡 期来春大集洛陽。 時燕調発繁 武

其群司所遣弾督在外者、

一切摂還。儁従之。

- 46 -

は三三〇

各官庁が個別に計 「調発」も全て州郡に委任し、中央官庁の恣意的な収穫を禁じた。行政の一本化といえなくもないが、 の戸口調査(校実見丁)は兵丁徴発の前提となるものである。 画性もなく徴税をおこなっていたという状況があり、これを改めて州郡に戸口を「校実」させるかわり、 もともと戸口把握が十分でなかったうえに、 一面では中央権力の

消極性も垣間見ることができる。これに関連して後趙の例として『晋書』巻百四、 石勒載記上に、

とある初期の施策は前燕のそれと基本的に変わらないが、同巻百五石勒載記下に 勒以幽冀漸平、 始下州郡閲実人戸、戸貲二匹、租二斛

以右常侍霍皓為勧課大夫、与典農使者朱表・典勧都尉陸充等循行州郡、 核定戸籍、 勧課農桑。

やく試みられ、しかもそれは朝野の大反対にあって失敗に終った。後燕でも似たような事件があり、 とあり、 やや後になると中央政府が積極的な戸口把握に乗り出している。 前燕ではこのような施策は滅亡寸前になってよう 慕容政権の特質 支

配の間接性――を示しているといえよう。

さて、

に輔政の任に就いていた恪が死去した後は内紛に悩まされ、三七〇年、 この年のうちに前燕領は全て前秦の統治下に入った。前秦の旧前燕領(=関東)支配は、 州刺史クラスには前秦人が任ぜられたが、州の属官、 郡守県令クラスには関東士人=旧前燕人を任命する方針を採っ 前秦苻堅によって滅ぼされた。 当初極めて緩やかなものであり、

慕容儁は歩卒徴集の期限である三五九年冬、病にたおれ、翌年正月に崩じた。太子慕容暐が即位するが、

赦慕容暐及其王公已下、皆徙長安、封授有差。……徙関東豪傑及諸雑夷十万戸於関中。 一方かつての政権上層部は、『晋書』巻百十三、苻堅載記上に、

とあるように、 関中に徙されて現地との接触を断たれたものの健在であり、 同書に、

苻融聞之、上疏於堅曰、 一討、労卒頻年、 勤而後獲、本非慕義懷徳帰化。而今父子兄弟列官満朝、 臣聞東胡在燕、曆数彌久、逮石(氏)乱、遂拠華夏跨有六州、 執権履職、 勢傾労旧、 南 面称帝。 陛下親而幸之。

莫大な人口を持つ関東をより効率的に統治していこうとする苻堅の意図から出たものであったと考えられるが、 とあるように、 前の皇帝慕容暐以下の前燕系要人は、 名誉職ではない実質のある官に就いている者も多かった。 この政策は、

旧前燕政権を構成した人的資源は大きな損害を免れたのである。

三六八年

親の反乱という形をとっているが、検討を加えると慕容政権の影がいろいろな意味で認められる。以下少し詳しくみてみた ところが、 三八〇年に勃発した苻洛の乱の衝撃は、 前秦の政策に大幅な変更を強いることとなった。 この事件は、

州刺史として前燕の旧都竜城に鎮していたが、この年益州刺史への転任を命ぜられた。度重なる冷遇に怒った彼は州の に心境をうちあけた。『資治通鑑』巻百四、太元五(三八〇)年の条によれば、このとき治中従事史平顔が洛に答えて、 苻洛は剛勇を以て聞こえた皇親であるが、苻堅に嫌われて辺境に出鎮させられることが多かった。三八○年当時、 湯武是也。因禍為福、 桓文是也。主上雖不為昏暴、然窮兵黷武、民思有所息肩十室而九。 若明公神旗 洛 建、 は 幽

と言ったという。洛は反乱を決意した。『資治通鑑』巻百四は続けて、

必率土雲従。

今跨拠全燕、地尽東海、北総鳥桓・鮮卑、東引句麗・百済、

控弦之士不減五十余万。柰何束手就徵

黎太守王縕為右司馬、遼西太守王琳、北平太守皇甫傑、 於是自称大将軍・大都督・秦王。以平規(顔の誤り)為幽州刺史、 ・百済・新羅・休忍諸国。遣兵三万助北海公重戍薊。 牧官都尉魏履為従事中郎。分遣使者徴兵於鮮卑・烏桓・高句 玄菟太守吉貞為左長史、遼東太守趙讃為左司馬、

燕・後燕を通じて官人を輩出している。また皇甫傑の皇甫氏は関中安定の名族であるが、彼は前秦系ではなく、皇甫岌、 ٤ は ら辺境時代から慕容氏に仕えた前燕系の流寓集団に属していたとみるべきだろう。以上の想定が正しいとすれば、 の士人を採用する方針であったから、彼らはもと前燕の官人であった可能性が強い。実際、 顔は州の治中従事史であり、 前秦皇親の不満分子に旧前燕系の士人が付着して起こったものという構図ができあがる。 幽州方面の動向を記す。(なお、平州はこの時幽州に合併されていた。) ここで苻洛のスタッフについてみてみると、 他は魏履を除くと皆郡太守である。前述の如く、 州の属官、 郡守県令は関 平顔 の平氏は燕郡の 東 旧 名族で、 前 苻洛の乱 平

苻堅の派遣した歩兵校尉呂光によって数箇月で平定された。だがその影響は小さくなく、 中騒動 反乱そのものは、東方諸国に対する「徴兵」の失敗、それに伴うスタッフの自信喪失等により、 盗賊並び起」 ったという。史料は明言しないが、 他ならぬ竜城から始まった苻洛の反乱に、 反乱の報が届くと「是に於いて関 当初から見通しは暗く、 旧前燕の影を感じな

者はいなかったに相違ない。挙兵に際し、 呂光追斬苻重於幽州、石越克和竜(竜城)、斬平顔及其党与百余人。 洛らの動員し得た兵が十万にのぼり、 また『晋書』 巻百十三、 苻堅載記上に

ŋ わずか三年後の三八三年、 氏族諸集団は関東社会にかなりの重圧を加えたと思われるが、その成果を史料から確認することは困難である。 な政策をことさらに打ち出したこと自体、反乱が単なる前秦皇親の造反事件ではなかったことを示唆しているといえよう。 (華北支配もこれによって瓦壊するからである。 苻堅は事態の深刻さに気付き、反乱平定後、ただちに関東支配の改革にとりかかった。その最たるものが氐族の分徙であ 関中原住の一割近い一万五千余戸が各地(関東以外を含む)に徙された。関東に於ける〝前秦色〟を強める、このよう 平顔 同志は百余人に達していた。こういったことは幽州方面の反前秦的な雰囲気を反映しているといえよう。 苻堅が臣下の反対を押し切って決行した東晋遠征が、 所謂淝水の戦の敗北によって失敗し、

に再生したといってよかろう。 社会に遺した人的結合力は、 述べたような前燕の巧妙な中原支配体制が、 燕が成立する。 権智無方、 旧前燕人の興起が華北各地に於いてみられたのもそのためであろう。これらの諸勢力は、最終的には垂の下に統合され、 ような属性は、 ろとなったのは慕容垂であった。 前秦の宰相王猛によれば、「慕容垂、 わって登場するのが、いうまでもなく人的資源を温存させてきた慕容部系諸集団であった。 兼其諸子明毅有幹芸、 再興成功の要因として、前秦が採った旧前燕人の温存政策が考えられるとしても、 他の慕容部支配層にも多かれ少なかれ共通したものであったと考えてよい。淝水の戦後、 三八〇年の苻洛の乱で一時表面化したが、 人之傑也」と、関東の士庶と強いつながりを持つ人物であった。とはいえ、彼の持つこの 垂は前燕時代から皇親のホープと目されており、前秦に亡命してからも顕官を歴任してい 燕之戚属、 胡漢両社会の支持をある程度得ていたことを想定すべきであろう。 世雄東夏、寛仁恵下、恩結士庶、燕趙之間、咸有奉戴之意。観其才芸 淝水の戦後の慕容氏そのものの興起によって本格的 就中、 より本源的には、 世人の注目するとこ 垂以外にも多くの 前燕が関東 本節 後

た。三九五年の参合陂の敗戦、 士多餓死。燕王垂禁民養蠶、以桑椹為軍糧」という状況が展開しており、しかしながら、新生後燕の前途は必ずしも明るいものではなく、戦場とな それに続く北魏の南進によって、慕容部は再び中原から逐われ、 戦場となった幽州、 対外的には、 冀州では 拓跋 部=北魏の 平州辺境に退くことになっ 「人相ぐ 食 庄 邑落蕭条。 力が強まってい

四〇四年頃には後燕から遼東を奪取し、かつて公孫氏や慕容氏がつくりあげた東北諸民族を包括する小宇宙を完成させたの 王の下で領域拡張、 辺境国家に転落した後の慕容政権には、特筆すべき史的事象はないといえる。東北アジアに於ては、後燕よりも、広開土 「支配機構改編を進める高句麗に注目すべきであろう。高句麗は北方、南方の諸民族を従属させる一方で、

東夷世界と慕容政権

系士人の参加を考えた前節の記述とも関連しよう。) の根拠地竜城に本源的な権力基盤を置く慕容氏のものではないかという想定ができる。(この想定は苻洛の乱に対する前燕 政権、及びその皇親である苻洛がこれら諸民族を蔽う外交的視野を持っていたとは考えにくい。とすれば、その視野は反乱 このような大規模な形で連動するのは極めて珍しい事例といえる。西方関中から起こり、関東を平定して十年たらずの前秦 第二節で扱った苻洛の乱は、史料でみたように東胡、東夷の諸国を巻き込んだ事件であった。東方諸民族と中国 の内

まず、 控弦の士五十万を減ぜず」とあるが、この「全燕」とは、『漢書』巻二十八、地理下に 幽州治中従事史平顔の言に「今全燕に跨拠すれば、地は東海に尽き、北は烏桓、鮮卑を総べ、東は句麗、 西有上谷・代郡

門、南得涿郡之易・容城・范陽・北新城・故安・涿県・良郷・新昌、及勃海之安次、皆燕分也。楽浪・玄菟亦宜属焉。 分埜也。武王定殷、封召公於燕、三十六世与六国俱称王。東有漁陽・右北平・遼西・遼東、

……北隙烏丸・夫余、東賈真番之利。玄菟・楽浪、武帝時置。皆朝鮮・濊貉・句麗蛮夷。

たとするなら、「徴兵」は現実離れの政策とは考えられず、諸国が出兵を拒否した時、洛の陣営に大きな動揺があった事実があながち観念的なものとは言えないと思う。苻洛のスタッフが東方諸民族とつながりの深い前燕系の人物で固められてい て鮮卑、烏桓、 たがる支配権を具有する前燕政権を想定するのは少し乱暴かもしれない。だが、(失敗に終わったとはいえ)「使者を分遣し とある「燕地」と同様の地理的概念にすぎず、直接前燕政権を指すものではないとも考えられ、とすれば、 高句麗、 百済、新羅、休忍諸国に兵を徴」したという前の『資治通鑑』の記事をみるとき、「全燕」の世界 東胡、 東夷にま

百済を引

要があろう。 も「徴兵」に何らかの裏付けがあったことを示唆している。ここで、慕容政権と東胡、 東夷諸民族のかかわりを検討する必

巻八十五、東夷伝夫余条に、 である。さて、そもそも辺境の地方官は内政と共にその方面の外夷を統御する責務があり、 ように、魏代に幽州から分離した比較的新しい行政区画であり、平州を含めた広義の幽州はほぼ戦国期の燕に相当するわけ まず、彼らの根拠地たる平州について考える。当州は現在の遼寧省南部から朝鮮半島北半にかけての地域である。 漢代幽州に於ても、『後漢書』 後述の

夫余本属玄菟、献帝時其王求属遼東!

とあり、『三国志』巻三十、東夷伝高句麗条に、

建寧三年、玄菟太守耿臨討之、斬首数百級、 伯固降服、乞属玄菟。

漢時属楽浪郡、 四時朝謁 とあり、同東沃沮条に、

はその居住、活動範囲の広さに対応して、烏桓校尉を置き、基本的にはこの官が東胡を一轄して管掌していたようである。 とあるように、東夷各民族が特定の郡に「属」し、これを通じて皇帝につながっていた。一方鮮卑、烏桓等の東胡について 漢末になると州刺史の権限強化にともなってのことと思われるが、『後漢書』巻七十三、劉虞伝に、

自立した公孫政権に受け継がれる。『三国志』巻八、公孫度伝に、 が制度上の職権であるのか、虞個人の力量によるのかについては疑問が残る。とはいえこの広汎な外夷統御の機能は遼東で とあるように、幽州刺史が郡太守より一段高次の位置から東胡、東夷諸民族を統御するという例がみられる。ただし、これ 稍還幽州刺史、民夷感其徳化、自鮮卑・烏桓・夫余・穢貊之輩、皆隨時朝貢、無敢擾辺者、百姓歌悦之。

東伐高句麗、西烏丸、威行海外。

同巻三十、東夷伝夫余条に、

とあり、 漢末、公孫度雄張海東、 同韓条に 威服外夷。夫余王尉仇台更属遼東。 時句麗・鮮卑彊、 度以夫余在二虜之間、妻以宗女。

桓霊之末、 民 興兵伐韓濊、 韓濊彊盛、 旧民稍出、 郡県不能制、 是後倭韓遂属带方。 民多流入韓国。 建安中、 公孫康分屯有県以南荒地為帯方郡、 遣公孫模・張敞等収集

あり、 とあり、 大陸諸国との外交も自主性を持つものであった。 周辺諸夷に対する実力を伴った統制がなされた。 かつ、 しかも公孫氏は漢代のような地方官ではなく、 天子のみに許された諸シンボルを用し、 『三国志』巻三十、 辺境の独立政権で

而公孫淵仍父祖三世有遼東、天子為其絶域、 委以海外之事、遂隔断東夷、 不得通於諸夏。 東夷伝序文に

遣

る。 とあるように、 魏王朝と東夷諸国の通貢関係を断ちきって自ら小宇宙を成す、 曹氏にとっては許し難い存在であったのであ

持つことになる。まもなく魏が滅び晋が興るが事情は変らず、『晋書』本紀には相当数の朝貢記事がみえる。さて、 二三八年、 強盛を誇った公孫氏は司馬懿によって滅ぼされる。 その旧領は平州となり、ここに至って東夷は魏との通貢を 『晋書』

巻十四、地理志上に、

後漢末、公孫度自号平州牧。及其子康・康之子文懿並拠遼東、 黎・玄菟・帯方・楽浪五郡為平州、 後還合幽州。 及文懿滅後、 東夷九種皆服事。魏置東夷校尉、 有護東夷校尉居襄平。 .咸寧二年十月、 居襄平。 分昌黎・遼東 而分遼東 · 玄 ・昌

とあるが、この記事は池内宏氏の指摘の如く、 菟・帯方・楽浪等郡国五置平州。 記述の混乱があり、 氏によれば、 公孫氏滅亡→東夷校尉、

平州の設置→平州

伝夫余条に、 廃止→平州再設置 (咸寧二年=二七四年)となるべきであるという。さて、この東夷校尉であるが、『晋書』 巻九七、 東夷

太熙元年、 詣東夷校尉何龕 上献。

とあり、 同裨離国等十国条に

至太熙初、 \加・各遣正副使詣東夷校尉何龕帰化。 復有牟奴国帥逸芝惟 離 模盧国 |師沙支臣芝・于離末利国帥加牟臣芝・ 蒲都国帥因末・ 縄余国帥馬路

沙楼国

が

とあり、 『晋書』本紀にも東夷諸国が 「校尉に詣り内附」 したという記事が散見しており、 東夷校尉 (平州刺史が兼任

東夷一 に 般を管掌する制度が西晋期にはできあがったといえよう。 なお、 晋代的なあり方として、 『晋書』

I 華持節 歴世末附者二十余国、 都 「督幽州諸軍事・領護烏桓校尉・安北将軍。 並遣使朝献。 於是遠賓服、 四境無虞、 撫納新旧、 戎夏懐之。 頻歳豊稔、 士馬強盛。 東夷馬韓・新弥諸国依山帯海、 去州 四千

して平州刺史・東夷校尉をより高次元から統轄していたと考えておく。促した例がある。彼は官号からみて平州に於ける権限は持っていないように思われるが、 とあり、 幽州 .都督である張華が護烏桓校尉として東胡を統御すると共に、 その権威を東夷諸国にまで及ぼ 四征将軍の一つである安北将軍と į 彼らの 朝 資を

する統御権が含まれている。ただし、これはあくまで冊号上の権限であり、 史・東夷校尉崔毖は前述のように、 つ。 ていた職権は晋朝の認可を経て慕容廆が継承する。彼の最終的な冊号(第一節参照)は彼が平州の漢人の統治権、 『晋書』本紀からも外夷の朝貢記事も途絶える。東胡諸民族は、東から慕容、 もはや公孫氏時 一方東夷諸国もこの時期何らかの対応をおこなったと思われるが、高句麗以外はよくわからない。 西晋恵帝の 代の牧歌的なそれではなく、 即位後まもなく、 勃興する慕容部に対し近隣諸国を糾合して包囲戦をおこなうが、 朝廷で内紛がおこり、やがて八王の乱に発展するが、 諸国に対する実質的な支配がこの時点でおこなわれていたかどうかは疑 前者はともかく、 宇文、段、拓跋といった諸部が辺境に 晋朝の権 国家形成を開始した東夷世界 つい 兀 威が低下すると共に に敗 |世紀初 れ 東夷に 毖の持 並

の記事を照らしあわせてみれば、 クラスはやがて慕容部中枢集団と共に前燕帝国の支配層を形成するようになる。(これについては第四節で述べる。)ここに 時には数万人単位にのぼる徙民を伴い、 がて皝が は積極的 その最大の障害は高句麗であったろう。 四〇年代には第一節で略述したように、 な攻勢に出られず、 *危機の時代*を克服すると、 特に皝が内乱に苦しむ間、 四世紀初頭に平州の鴨緑江以南が高句麗の支配下に入ったのは確実である。これに対し慕 三四二年、高句麗遠征を敢行し、 各民族集団 夫余、 詳細は省略するが、『三国史記』巻十七、高句麗本紀美川王と『資治通鑑 段部、 「の一定部分が政権の中心部分に取り込まれていき、 高句麗は慕容部からの亡命士人を収容し、 宇文部もあいついで慕容部の支配下に入った。 丸都を陥し、王母周氏、 前王の屍を奪って帰 背後を脅かし続けた。 その中 の部族長

東胡、

東夷の統御は実質的にものになったといえる。

かつて「雄張海東、

威服外夷」と形容された公孫氏の小宇宙

再現されたとも考えられよう。

三箇月の間中原を離れ竜城に戻っている。これは儁が常に海東の情勢、 十月~三五一年二月、三五一年十二月~三五二年三月、三五四年十月~三五五年四月と短期間のうちに三回、 さて、三代目の儁は嗣位後まもなく中原進出を達成するが、 その頃の彼の足跡を『資治通 とりわけ高句麗の動向を顧慮したからではないか。 鑑 によって追うと、 期間にして十 三五〇

『資治通鑑』巻百、 封楽浪公、王如故 遣使詣燕納質修貢、 永和十一(三五五)年の条に、 以請其母。燕王許之。遣殿中将軍刁龕送釗母周氏帰其国。 以釗為征東大将軍・

慕容部は中原進出の後、 とあり、 制したものと思われる。 儁が三回目の東巡から帰って八箇月後の三五五年十二月に、 三五五年の朝貢 政権の重心が西方に移っても、王母周氏を抑留し、数度の東巡をおこなうことによって高句麗を牽 封冊は一連の東方政策の帰結であった。 高句麗故国原王の朝貢、 以後前燕皇帝の東巡はおこなわれていな それに対する冊立 0 た。

通用 高句麗以下の東夷諸国は、 三四〇年まで)を含む。 らくは双方の関係はみられず、五世紀初頭に至り再開する。つまり、 数十年間途絶え、三七○年代から三八○年代半ばにかけて、東晋、 諸国の大陸への遣使がなくなるが、三三○年代から四○年代初頭にかけて東晋、後趙への遣使朝貢がやや頻繁にあり、 現存史料のみから交渉の実態を推定することは危険ではあるが、それを念頭におきつつ表1をみると、西晋衰滅の後、 冊記事を諸史料から検出し、表1にまとめてみた。四世紀は中国を含め東アジア全体が政治変動で揺れ動いた時代であ *小宇宙、の完成度に疑問が持たれる。そこで東夷諸国と慕容政権以外の大陸諸王朝に対する四世紀を中心とした朝貢、 しかしながら、高句麗、 していたのかもしれないが、やがて慕容部が後趙との対決に忙殺され、内乱が起こり、 まず、前者については、慕容部の 三一九年に慕容部が遼東を占領し、東夷校尉の権限を崔毖から奪った後、 夫余以外の東夷諸国と慕容政権との関係については、 比較的自主的な外交政策をとることができたと考えられよう。三四〇年代に入り皝が対外攻勢に *危機の時代*(慕容仁の乱の始まった三三三年から後趙の攻勢がやんだ 前秦に通貢していることが読みとれよう。 四世紀には交渉が密に持たれた時期が前後二つ存 史料からこれを確認することはできず、 後趙の侵入を受けるに至って、 しば にらくは その後、 冊号の 封

表1 四世紀を中心とした東夷諸国の大陸諸王朝に対する交渉年表

表1 四世紀を中心とした東吳韶国の大陸韶土朝に対する父渉年表							
年 月	国 名	交渉先	内 容	出 典			
2 7 6. 2	東夷八国	西晋	帰化	『晋書』武帝紀			
2 7 6. 7	東夷十七国	"	内附	"			
277是歳	東夷三国	"	内附	"			
2 7 8. 3	東夷六国	"	来献	"			
2 7 9 . 12	粛慎	"	来献	,			
280.6	東夷十国	"	帰化	"			
280.7	東夷二十国	"	朝献	"			
281.6	東夷五国	"	内附	"			
282.9	東夷二十九国	"	帰化貢方物	"			
286.8	東夷十一国	"	内附	"			
286是歳	馬韓等十一国	"	来献	"			
287.8	東夷二国	"	内附	"			
288.9	東夷七国	"	内附	"			
289.5	東夷十一国	"	内附	"			
289是歳	東夷絶遠三十余国	"	来献	"			
2 9 0 . 2	東夷七国	"	朝貢	*			
291是歳	東夷十七国	"	内附	『晋書』恵帝紀			
3 1 9 . 8	粛慎	東晋	来献	『晋書』元帝紀			
3 3 0 . ?	高句麗・粛慎	後趙	来献	『十六国春秋輯補』後趙録			
3 3 2 . 1	高句麗	"	遣使	*			
3 3 6 . 2	高句麗	東晋	貢方物	『晋書』成帝紀			
3 4 3 . 12	高句麗	"	朝貢	『三国史記』高句麗本紀			
3 7 2. 1	百済	"	貢方物	『晋書』簡文帝紀			
3 7 2 . 6	百済	"	冊封	"			
3 7 2. ?	高句麗・新羅	後趙	朝貢	『資治通鑑』巻104			
3 7 3. 2	百済	東晋	朝貢	『三国史記』百済本紀			
3 8 1 . 2	海東諸国	前秦	貢方物	『十六国春秋輯補』前秦録			
3 8 1 . ?	新羅	"	貢方物	『太平御覧』巻373引く『秦書』			
3 8 1 . ?	粛慎	"	貢方物	「十六国春秋輯補」前秦録			
3 8 2 . 9	東夷五国	東晋	貢方物	『晋書』孝武帝紀			
3 8 4 . 7	百済	"	貢方物	"			
3 8 6 . 4	百済	"	冊封	"			
4 1 3 是歳	高句麗・倭	"	献方物	『晋書』安帝紀			

なっていた。これについては先学の論考があるので述べない。 る頃には後燕は前述のように中原から撤退し、辺境の小国に転落しており、かわって高句麗が東夷諸国を統制し得る状況に であろう。 する(三八五年) 出ると、小宇宙は名実共に完成したのであろう。後者は前燕が滅亡(三七〇年)してから前秦期を経て、 以後朝貢記事がしばらくなくなるが、これは後燕の権威が東方に及んだ結果と考えられる。ただし、五世紀に入 までの時期、 つまり慕容政権が東夷世界に影響を及ぼし得なかった時期とほぼ一致する。 後燕が遼東を回 その意味は 明白

陸諸王朝との交渉を規制されていたのではないか、という想定がなされよう。 以上のように推論していくと、慕容部が健在である間は、 年の条に、 東夷諸国は一応その影響下に置かれ、 なお、 『資治通鑑』 卷九十九、 内政はともかく、 永和十 他の大

(呉王垂) 遷侍中、録留台事、徙鎮竜城、垂大得東北之和。

とあ を承けたものと考えてよいだろう。 「鮮卑、 烏桓、 中原時代に於ても、 高句麗、 百済、 竜城を基点として東方諸民族の統御がなされていたことをこの記事は示していよう。 新羅、 休忍諸国に兵を徴」した苻洛の施策が、 慕容部が辺境時代より育んできた政 とすれば 治的遺産

四 支配集団の諸相

の中で、 直接支配下に入った集団、 三節では慕容部周辺の諸民族が政権が健在な間、これに従属していたと想定したが、諸民族の中、 諸国が慕容氏を通じて究極的には自らに従属するという虚構の認識が晋朝側にはあった―― 節から第三節にかけて、辺境→中原→辺境と推移する慕容政権の政治構造を、 同政権が辺境時代の段階で漢族、 ない。 東胡、 また多く自発的な流入により政権の重要な構成要素となった漢人集団について、まとまった考察 東夷系諸民族は、 東胡、 徙民の後、 東夷諸民族集団を取り込んでおり、 『晋書』巻百九、 慕容皝載記に、 かつそれは晋朝の認可 いくつかの側面から考察してきた。 -を得ていたことを指摘した。 徙民等によって慕容部の -ただし東方

百済及字文、 段部之人、皆兵勢所徙、 非如中国慕義而至、咸有思帰之心。今戸垂十万、 狭湊都城、 恐方将為国家

かに分類し、彼らが慕容政権の性格をどのように想定していったかを考えてみたい。 た慕容部中核集団を中心とする胡漢諸民族の有力者が帝国の支配層を成したものと思われる。本節ではこの支配層をいくつ ては第一 人の離反事件が度々発生している。 とあるように、彼らはすぐさま政権の支柱になったわけではない。また漢人についても、 節で述べた。)、この時期の支配体制の熟成が、中原進出の前提となった。そして中原時代には辺境時 それが、皝の治世後半には胡漢諸集団に対する有効な支配が試みられ 前にみたように慕容皝 (漢人対策につい 代に形成され の時代に士

なくとも一部を含み込むことになったのは繰り返し述べた。そこで政権を支えた集団は次の四種に大別できよう。 慕容部は漢人、 東胡、 東夷の三世界の境界に位置する平州に本源的な根拠地を置い た関係 から、 膨 張 の過程で三 世 昇の

В 東胡系集団 鮮卑等)

慕容部中核集団(もともと(B)の一部であった。)

Â

- $\widehat{\mathsf{c}}$ 東夷系集団 (夫余、 (烏桓、 高句麗等
- D 漢人集団

以下、 各種団の有力氏族につい て検討 を加える。

A 慕容部中核集団……慕容氏

な慕容氏像を浮かび た場合、彼らは鮮卑部族社会の中で最高位を占める血縁集団でもあり、 としての性格を中原進出後も持ち続けたといえる。この二つの性格は特に相反するものではないと筆者は考えるが 慕容の姓を冠して現われる人物は中国王朝でいうところの皇親、 あがらせるために、筆者なりにいくつかの視点から検討をおこなってみたい。 谷川道雄氏の言われるように戦闘共同 宗室であるわけであるが、 北 族的 体の な観点からみ 指導者層 総合的

ので晋朝からあらたな冊号を受けていないため、 晋朝の将軍であっ 号を帯びて各地に出鎮しており、 。を帯びて各地に出鎮しており、ある者は開府して自ら僚属を置いていたらしい。その意味で廆、皝らも一族諸将辺境時代、慕容氏一族で廆、皝の僚属(将軍府や遼東公、平州刺史の僚属)であった者は史料から確認できず、 たといえる。 たとえば、三三三年時点、 世子時代の平北将軍 17の平北将軍(三品)のままであり、冊封終慕容仁の乱直前の一族の将軍位をみると、 冊封後 皝らも一族諸将と同格の 皝は嗣位後まもなくな 鎮 軍将軍 全て将 軍

昇格している。これに対し、その平郭に鎮する弟仁は征虜将軍 えず、特に冊立前の官品が仁と同じであったことは、反乱に微妙な影響を与えただろう。いずれにせよ、この時期慕容氏一 幼が建武将軍(四品)軍が広威将軍(四品)、汗が寧遠将軍(五品)となっている。 (三品)、その他翰が建威将軍 官品をみても皝が特に高 (四品)、 軍が広ざ 威 いとは言 軍 兀

族は軍事集団の長として、 ・
皝に対し相対的に自立していたと考えてよいだろう。

なっても、 は次の八つのみである。 皝の燕王昇格等により、 皇親となった一族は前代と同じく、外鎮に出ることが多く、中央に在る者は少ない。前燕期の在京就官者の事例 彼の治世後半には君主と一族との関係は相当変化したと考えられるが、さらに後、 中原進出後に

- a 太原王恪➡大司馬・太宰・大都督・録尚書事 侍中
- b 呉王垂 **▶給事黄門侍郎**
- c 呉王垂 ➡侍中・車騎大将軍 儀同三司
- d 上 |庸王評➡太傳 司徙
- e 中山王沖➡大司
- f 范陽王徳➡魏尹・散騎常侍
- g 邳王厲➡散騎常侍
- h 盧江王宜➡散騎常侍

(三五四年~三七〇年について『晋書』、『資治通鑑』より検索。)

僚属を置き、 このうち、(a)、(c)、(d)、(e)は輔政の一角に加わっていることを意味し、太宰府、車騎府、 一権力集団の長であったと考えられる。(b)、(g)はまもなく出鎮している。 司徙府、 大司馬府に各々

さて、後燕期になると、在京就官者の例がかなり増える。前の方法で並べると繁雑になるので官職別にまとめると次のよ

司空 **▼**范陽王徳 うになる。

■太原王楷 遼西王農 平原公元

尚書令 **➡**范陽王徳 臨沢公副鳩 遼西王農 東陽公根 平原公元 章武公淵

領尚書 ■太子宝

尚書左僕射➡太原王楷 趙王麟 遼西王農 東陽公根 河 間 公熙 博陵公虔

尚書右僕射➡趙王麟 楽浪王温 陳留王紹 高陽王隆

尚書左丞 ➡高都侯琚

侍中 ●范陽王徳 遼西王農 河間公配

(三八六年~四○九年について『晋書』、『資治通鑑』、『魏書』より検索。) 司隷校尉 ➡范陽王徳 遼西王農 長楽公盛 河間公配

例証の一つとなる。これに関連して、『晋書』巻百十三、苻堅載記上に、 含めた数十年の間に、 燕に入って、皇親の政権内でのあり方に変化があったと言えると思う。より具体的にいえば、 べきであろうが、前燕期には漢人士人が多く就任していた尚書系諸官にこれだけの皇親の進出がなされたということは、 なかった尚書系への任官者が目立って多くなっている点であろう。零細な史料の中から検索したため、 後燕期には十五名の皇親が中央の要職に就いているが、注目すべきは事例の多さよりも、 慕容氏が北族的軍事指導者から(そうした特質を保持しつつも)華北有数の名族へと転化したことの 前燕期には慕容恪のみしかみられ 中原進出以降、 軽率な判断は慎しむ 前秦統治期を

王猛言於堅曰、 慕容垂燕之戚属、 世雄東夏、寛仁恵下、恩結士庶、 燕趙之間有奉戴之意。

とあり、同巻百二十七、慕容徳載記に、

たろう。『晋書』巻百二十三、慕容垂載記に、 るものであったことを示していよう。このような士人の感情は慕容氏とは別系統の北族系有力氏族には生じ難いものであっ の結果として「燕趙」(幽、 とある。こういった表現は、 徳進曰、昔三祖積徳、 遺詠在耳、 冀州)の士人によって推戴すべき名族として認められるに至った、慕容氏そのものの 慕容垂の燕祚復興が、彼自身の力量もさることながら、数世代にわたり「東夏」に 故陛下(垂を指す)龍飛、不謀而会、 雖由聖武、 亦縁旧愛、 燕趙之士楽為燕臣 | 君臨 声望によ Ļ

翟斌潜諷丁零及西人、 請斌為尚書令。垂訪之群僚、 其安東将軍封衡厲色曰、 馬能千里、 不免羈靽、 明畜生不可以 人御也。

とあり、慕容氏よりは早く中原に入っていた丁零の族長翟氏の尚書令就任が冀州人封衡の激しい反発を受けている。これに滅戎狄小人、遭時際会、兄弟封王、自驩兜巳来、末有此福。勿履盈忘止復有斯求、魂爽錯乱、必死不出年也。 在る者も多くは実務的な官僚機構から離れた三公クラスの官に就いていたが、前秦期を経て後燕成立に至る頃には名族とし 族余蔚が尚書左僕射に任ぜられている例があるだけに、「燕趙之士」と慕容部系諸氏族とのつながりの深さを感じさせる。 対し、慕容氏の尚書系就官が顕著になるのはこの事件の前後であり、また前燕期に外戚可足翼が尚書令に、後燕期に夫余王 辺境時代に軍事集団の長であった慕容氏一族は中原進出後も基本的にはその性格を変えず、出鎮する皇親が多く、中央に

(A) 慕容部中核集団 ……その他の氏族集団

ての地位が定まり、

尚書系への就官が恒常的になったと考えられるのである。

辺境時代から慕容氏と密着して現われるのが慕輿氏と可足渾氏である。

慕輿氏は史料中、時折慕容氏と混同されるので、両氏は同一であるとの説もある。しかし慕輿氏で王に封ぜられた例はな

く、『晋書』巻百十一、慕容暐載記に、

慕輿根自恃勲旧、驕傲有無上之心。

皇親ではないと考えられよう。なお、慕容氏については、『資治通鑑』巻九十九、永和十(三五四)年の条に、 とあり、前燕の有力者慕輿根は自らを「勲旧」と認識し、皇親であるとの意識はない。それゆえ、少なくとも中国王朝での

とあり、「宗室」と明記されている。ただ鮮卑語では慕容、慕輿の発音は同一であったと考えられるから、あるいはもと同 燕楽陵太守慕容鉤、翰之子也。与青州刺史朱禿共治厭次、鉤自恃宗室、毎陵侮禿。

一部族内の異なる氏族というような関係にあったのかもしれない。

生産・財政の担当官ともに慕容氏ではなく……慕輿氏の出身者が任命されている点」に注目される。ただ、その後慕輿氏はいずれにせよ慕輿氏は慕容部輿起期から政権に参加していた氏族であったのは確かである。関尾史郎氏は「裁判・刑罰、 宿衛兵を掌握する立場に移ったとみられ、前の慕輿根の官歴は史料に現われる限りでは帳下将、折衝将軍、 殿中将軍、

帝国成立後は領軍将軍であり、君主の近辺の警護にあたることが多かったようである。他に前燕では慕輿于、

後燕で

は慕輿騰が左衛将軍であったことが確認される。

そらく慕容廆の治世の初期に政権内に取り込まれたのであろう。さて、可足渾氏は慕容氏の姻族として知られ、儁、暐の一派であったようであり、「昌黎棘城鮮卑人」、「其本出於昌黎」とされる慕容氏とは本来系統を異にする氏族であった。 可足渾氏は 呉王時代の垂の正妃の三名が可足渾氏の出であることが確認されている。また、 『資治通鑑』巻百五、太元八(三八三)年の条に、「遼東鮮卑可足渾譚」とあるように遼東の「附塞鮮卑」 『資治通鑑』巻百二、太和四(三六九 暐の皇

燕主暐立皇后可足渾氏、太后 (儁の皇后)徙弟尚書令予章公翼之女也。

とあり、 皇室との何重もの婚姻をおこない、 要職を占めていたようである。

B

東胡系に属する段氏、宇文氏はもともと慕容氏と共に晋末東北アジアの割拠勢力の一つであった。

『資治通鑑』巻八十二、太康十(二八九)年の条に、

時鮮卑宇文氏・段氏方強、数侵掠廆、廆卑辞厚幣以事之。段国単于階以女妻廆、

生皝・仁・昭

治通鑑』巻百、升平二(三五八)年の条に、 されたわけではなく、徙民等で政権内部に入ってきた段氏は、以後も慕容氏に匹敵する氏族と考えられていたらしい。『資 東北辺境での優位が決定的になるのがこの頃であるのは象徴的である。ただし、これによって段氏が慕容政権によって排斥 と可足渾氏の婚姻は、儁の生年(三一九年)から考えて三四○年前後と推定されるが、既に何度も指摘したように慕容部 わって正室の座を占めるのは儁の代からである。段氏から支配下氏族可足渾氏への移行は慕容氏の自信回復といえよう。 とあり、慕容氏にとって段氏との婚姻は屈辱的な色彩を帯びていた。なお皝も段氏を娶っており、 前述可足渾氏が段氏にか

とあり、 燕呉王垂娶段末拯女、生子令・宝。段氏才高性烈、 その胡注に「段与慕容本抗衡之国、 故自以為貴姓」とあり、また、『晋書』 自以貴姓、不尊事可足渾后。 巻九十六列女、 可足渾氏銜之。 慕容垂妻段氏伝 (前

の段氏とは別人)に、

と通婚関係を持つことになったことを示す。また関中から移動してきた所謂西燕の君主の中、唯一慕容以外から推戴された るのは段氏の尊貴姓を示すものといえる。後燕では垂の他に宝、徳の妻が段氏の出であるが、これは段氏が再び慕容氏 偽位、 遣麟逼元妃(段氏の字)曰、 后常謂主上不能嗣守大統、 今竟何如。 宜早自裁、 以全段氏

方、宇文氏も三四○年代に部族員の相当部分と共に慕容部の支配下に入った。しかしその後しばらく史料にあらわれず、

後燕期になって『資治通鑑』巻百五、太元九(三八四)年の条に、

のが段隨なる人物であるのも、段氏の位置付けを表わしていよう。

立世子宝為太子、封従弟抜等十七人及甥宇文輸・舅蘭審皆為王。

普回子莫那、自陰山南徙、始徙居遼西、是曰献侯、 また左衛将軍、大宗正を歴任した宇文抜がみえ、また『北周書』巻一、文帝紀に、 為魏舅生之国。九世至侯豆帰為慕容晃所滅。 其子陵仕燕、

とあり、 であったと推定される。 また慕容部、段部と共に東北の割拠勢力であったという歴史的経緯から考えても、宇文氏もまた北族系の 封玄菟公。 「貴姓」

政権の支配下に入ったと思われる。また中原進出以降に政権に参加した氏族としては烏桓系の庫傉官氏があり、彼らも慕容 他に東胡系の氏族として鮮卑系といわれる蘭氏、 庫莫奚より出たとされる屈突氏があり、 彼らはおそらく辺境時代に慕容

(C) 東夷系集団

諸政権の支配層の一角をなしたと思われる。

共に政権の支柱となった。

前節でみたように、 慕容部と東夷諸国の関係は浅からぬものがあり、その直接支配下に入った有力氏族は、 東胡系氏族と

まず、夫余王族の余氏についてみてみる。『太平御覧』巻一二一、偏覇部五引く『十六国春秋』 散騎侍郎徐(余の誤り)蔚等率扶余・句麗及上党質民子弟五百人、夜開城北門引納秦師 前燕録に、

とあり、 この余蔚について、『資治通鑑』巻百五、太元九(三八四)年の条に前秦末期のこととして、

拝駙馬都

故扶余王余蔚為榮陽太守。(胡注……余蔚、 即太和五年開鄴北門納秦兵者。)

とあり、 余蔚、夫余王子也。燕王皝破夫余得之。燕亡、入秦。秦乱、 同巻百八、太元二十一(三九六)年の条の胡注に 復帰燕、 燕主垂封為扶余王。

ぜられたのと並んで余蔚は太傳になっており、烏桓、鮮卑、夫余の三大領袖が最高位に並び立ったわけである。 とあり、 およその経歴がわかる。その後、三六九年、後燕の第二代皇帝宝が即位すると、庫傉官偉が太師、 また、

書』九十六、列女、段豊妻慕容氏に、

かろう。余氏は他にも多くの顕官を出しており、しかもそれは段氏と同じく全時期にわたっている。 とあり、慕容氏、段氏、余氏の間に通婚関係が成立していたことが知られ、これによっても余氏の慕容政権内での 段豊妻慕容氏、徳之女也。……年十四、適豊。豊為人所譖、被殺。慕容氏寡婦、 将改適偽寿光公余熾 地

他の東夷系氏族としては高句麗王族の高氏が知られる。『晋書』巻百二十四、慕容雲載記に、

焉。此天亡之時也。公自高氏名家、何能為養子。……雲遂即天王位、復姓高氏 奪を勧めた時) 祖父和、高句麗之支庶、自云高陽氏之苗裔、 跋逼曰、 慕容氏世衰、 河間 (燕王慕容熙)虐暴、 故以高為氏焉。……宝子之、賜姓慕容氏、 惑妖淫之女而逆乱天常、百姓不堪其害、 封夕陽公。 : (馮跋 思乱者十室九 が雲に篝

続けているという他の氏族にはない特殊事情が、高氏の慕容政権内に於ける台頭を阻害したのかも知れない。 とあり、 余氏の場合から類推して、 馮跋は雲に高氏としての自尊心に訴えている。史料中、他に高句麗系高氏らしき人物は管見の限りではみあたらな やはり相応の地位は得ていたと思われるが、あるいは高氏の本流が海東の強国として存在

り抜粋すると、 た彼らは、慕容垂の挙兵に及び、いち早く彼の下に結集することができた。いま、そ部曲を率いて華北に移住し、政権の一大支柱に転化することになった。前燕滅亡後、 ので参照されたい。)辺境時代、「都城に狭湊」して向背を気遣われた諸氏族は、中原進出後は慕容部中核集団と共に配下の 以上、漢人集団以外の主だった氏族について概観した。(なお、諸史料にみえる、 いち早く彼の下に結集することができた。いま、その様子を『資治通鑑』 非漢族系官人について表2を作成した 前秦統治下の華北各地で自活するを得 巻百五の各処よ

まっ 草突み歩の非漢族官人 (西燕 南燕を含む)

表 2 慕容	政権の非漢族官	人(四	5燕、南燕を含む)
種族	姓 名	王朝	官 歴 等
吕黎鮮卑	慕輿賀辛	前燕	振威将軍
"	慕興虔	"	征虜将軍
"	慕輿竜	/	传中
"	慕輿干	"	左衛将軍
"	慕輿根	"	領軍将軍
"	慕輿長卿	"	将軍
"	慕輿句	"	督薊中留事、太子太保
"	慕輿埿	"	軽車将軍
"	慕輿河	"	獄訟を掌る
"	慕輿騰	後燕	撫軍将軍
"	慕輿皓	"	秘書郎
"	慕輿嵩	"	慕容農の司馬
,	慕輿文	"	?
"	慕輿常	"	?
,	慕輿悕	"	?
"	慕輿虎	"	将軍
,	慕輿良	"?	越騎将軍
"	慕輿抜	南燕	司空
"	慕輿護	"	尚書左僕射
"	衛駒	後燕	鷹揚将軍
遼東鮮卑	可足渾氏	前燕	慕容暐の皇后
"	可足渾氏	"	慕容暐の皇后
"	可足渾氏	"	慕容垂の妃、長安君
"	可足渾翼	"	尚書令、予章公
"	可足渾恒	"	散騎常侍
"	可足渾犍	後燕	城陽太守
"	可足渾潭	"	新平公
遼西鮮卑	段氏	前燕	慕容暐の妃
"	段氏	"	慕容暐の妃
"	段氏	"	慕容垂の前妃
/	段剛	"	平陽太守
"	段氏	後燕	慕容垂の皇后
"	段氏	"	慕容宝の皇后
"	段讃	"	? (前燕にも仕えたらしい)
"	段璣	"	前将軍、思悔侯
"	段泰	"	?
"	段登	"	賽平令
"	段成	"	尚書
"	段儀	"	右光禄大夫
"	段誼	"	中牟公
"	段速骨	"	長上
"	段温	"	?
"	段延	"	?
"	段崇	"	太保
"	段平	西燕	
"	段随	"	皇帝
"	段氏	南燕	
		_	64 —

表2のつづき

種族	姓名	王 朝	官 歴 等
遼西鮮卑	段氏	南燕	慕容儁の皇后
,	段宏	"	徐州刺史
"	段豊	"	?
"	段暉	"	尚書左僕射
鮮 卑	蘭氏	前燕	慕容垂の母
"	蘭建	"	慕容垂の舅
"	蘭勃	"	折衝将軍
"	蘭伊	"	侍中
"	蘭汗①	後燕	尚書、頓丘王
"	蘭審	"	北平王
"	蘭全	"	?
"	蘭真	"	冗従僕射
"	蘭英	西燕	侍中
匈奴②	宇文抜	後燕	左衛将軍
"	宇文陵	"	駙馬都尉
"	宇文輸	"	慕容垂の甥
"	宇文括撥	"	唐国内史、遼東公
"	呼延氏	南燕	慕容超の皇后
島 桓	悉羅騰	前燕	尚書郎
"	庫傉官偉	前燕	岷山公
"	"	後燕	太師、安定王
*	庫傉官驥	"	西河公
"	魯利	"	建威将軍
"	張譲	"	輔国将軍
"	劉大	"	安遠将軍
高句麗	高和	前燕?	?
"	高雲	後燕	建威将軍、夕陽公、後に天王
夫 余	余玄 (元)	前燕	?
"	余蔚	"	散騎侍郎
"	"	後燕	太傅、扶余王
"	余嵩	"	鎮東将軍
"	余超	"	散騎常侍
"	余厳	"	幽州牧、建節将軍
"	余和	"	?
"	余崇	"	建威将軍、潁陰公
"	余熾	南燕	寿光公
"	余鬱	"	鎮西大将軍
庫莫奚	屈突鉄侯	"	?
"	屈遵	西燕	尚書僕射、武垣公
"	,	後燕	博陵令
氏	苻氏	"	慕容煕の后
"	苻氏	"	慕容煕の昭儀
"	苻広	南燕	冠軍将軍

① 蘭汗は慕容宝を殺して…時昌黎王を名乗ったが、そのとき取り立てられた…族のなかに稼、加難、堤、和、揚がいる。

-65-

② 宇文氏の出自を匈奴とする説が有力なのでそれに従った。ただし鮮卑化が進行していたのも事実である。

- ○慕容鳳及燕故臣之子燕郡王騰・遼西段延等聞翟斌起兵、 各帥 部曲帰之。
- 〇故扶余王余蔚為榮陽太守、及昌黎鮮卑衛鉤各帥其衆隆垂。
- 張延・李白・郭超及東夷余和・勅勃、 (慕容)農乃詣烏桓張驤……驤再拝曰、得旧主而奉之、敢不尽死。於是農駆列人居人為士卒……使趙秋説屠各卜勝 易陽烏桓劉大帥部衆数千赴之。

〇庫傉官偉帥営部数万至鄴。

となる。彼らは前燕政権に於ても、部曲、 国家の爪牙となることを期待されていたのであろう。 部衆、 営部、 軍営と表現される軍事集団の指導者であり、 相応の待遇を与えられ、

太元二十一(三九六)年の条に、 しかし、反面時には数万にのぼる部曲を自力で維持するのは大きな負担であったのは確かであり、 『資治通鑑』巻百八、

燕遼西王農悉将部曲数万口之并州、 并州素乏儲待、 是歳早霜、民不能供其食、又遺諸部護軍分監諸胡、 由是民夷俱怨、

とあり、 に営利行為に走るのを強くは制し得なかったであろう。かくして、『資治通鑑』巻百一、太和三(三六八)年の条に、 燕王公貴威多占民為蔭戸、国之戸口少於私家、倉庫空竭、用度不足。 部曲経営の困難さを示す。慕容政権としては彼らの騎兵部隊こそが軍事力の基幹であっただけに、 彼らが自活の為

とあり、『晋書』巻百十一、慕容暐載記に

権

(慕容) 評性貧鄙、 鄣固山泉、売樵鬻、積銭絹如丘陵、三軍莫有闡志。

とあるような公的財政機構の浸食へむかう。そして、この状況は何も王朝末期のみに限らず、 !の特質といってよいものであった。同慕容暐載記に、 少なくとも中原時代の慕容政

暐僕射悦綰言於暐曰、 太宰(慕容恪)政尚寛和、百姓多有隱附。伝曰、唯有徳者可以寛臨衆、 其次莫如猛。 今諸軍営戸、

三分共寛、風教陵弊、 威綱不挙、宜悉罷軍封、 、殺之。 以実天府之饒、 粛明法令、 以清四海。 暐納之。 **綰既定制** 朝野震驚

儁、暐のもとで執政にあたった慕容恪が百姓の「王公貴威」への「隠附」を黙認していたこと、滅亡直前に悦綰の

燕の中原失陥前にも、『晋書』巻百二十四、慕容宝載記に、 献言により、その摘発、郡県統治機構の強化がなされたが、 結局 「王公貴威」の反感を買うことになったことがわかる。

とあり、 「法峻政厳」に転換しようとするのか、そのメカニズムを完全に明らかにするのは、 慕容政権がこの課題を解決するには、あまりにも国際情勢が厳しく、与えられた時間が短かすぎたともいえよう。 垂遺令、校閲戸口、罷諸軍営分属郡県、定士族旧籍、明其官儀、 軍営の廃止が国内の団結を阻害するように働いた。「政尚寛和」を旨とする慕容政権が、なぜ王朝末期になると 而法峻政厳、 史料の制約もあり、 上下離徳、 百姓思乱者十室 困 難であろう。 九

(D) 漢人集団

慕容政権と漢人のかかわりについては、 かなり研究の蓄積があり、また前に第一、二節の各処で言及しているので詳論

限に抑えるべく、様々の措置をとった。かくして漢人士人もまた東胡、東夷系諸氏族と共に政権の支柱となったのである。 晋文の故事」の適用を晋朝に認めさせる等、遼東公から燕王、そして大燕皇帝への移行過程に於いて士人層との摩擦を最 体制からの離脱は対内的にも対外的にも危機を招くものであり、数度の失敗に鑑みた慕容部は自立化に慎重であり、「魏武 のであるとするなら、 彼らを媒介にして流民の把握に務めてきた。同時に、この時点では士人は晋朝の州鎮たる慕容政権のスタッフであった。も うとすれば、まず目につくのは有名な僑郡県設立の記事である。『晋書』巻百八、慕容廆載記に、 の性格をも規定したとの想定ができるが、以下本貫をてがかりにこれについて考えたい。辺境時代の流入漢人の本貫を知ろ ともと六朝の地方官制が谷川道雄氏の言われるように「豪族階級の強固な存在」を背景とした「分離化傾向」に対応したも さて、ここで辺境時代に支配を貫徹し得た士人層こそが慕容政権の原初的な人的資源であり、彼らが中原進出以降の政権 筆者の私見は以下の通りである。慕容部は辺境時代の段階から、中国各地より流民を率いて投じてきた士人を抱え込み、 当初からの慕容部の自立性を必要以上に強調することはできないであろう。事実、 前述のように晋朝

とあり、 **廆乃立郡以統流人、** 三十数年後のこととして同巻百九、 冀州人為冀陽郡、 予州人為成周郡、 慕容皝載記に、 青州人為営丘郡、 并州人為唐国郡

表 3 慕容政権、琅邪王政権に仕えた官人の本貫

その1 郡ごとにみた表

州名	郡名	Α	В	С	D
平州	遼東	7	2	5	0
,	楽浪	1	0	0	0
,	昌黎	3	2	3	0
幽州	北平	/4	1	0	0
,	燕郡	1	2	7	0
"	代郡	1	0	0	0
"	上谷	0	1	0	0
"	広寧	0	2	0	0
"	范陽	1	2	3	3
"	遼西	0	1	1	0
冀州	勃海	10	11	15	1
"	常山	0	0	1	0
"	平原	3	3	0	0
"	安平	1	2	0	0
/	清河	1	5	9	0
"	楽陵	1	2	0	0
"	長楽	0	0	2	0
"	河間	1	2	0	0
"	趙郡	0	0	2	0
/	中山	0	0	2	0
司州	広平	3	1	1	0
"	魏郡	1	2	0	0
"	河東	2	0	1	1
"	陽平	0	1	2	0
/	榮陽	0	0	ì	0
"	河内	0	0	2	0
青州	東萊	1	2	0	0
"	北海	2	0	0	0
"	楽安	0	0	0	1
并州	太原	1	0	1	2
"	新興	1	0	1	0
"	西河	3	4	3	0
"	上党	0	0	1	0
兗州	高平	0	0	0	1
"	東平	0	1	0	0
"	済陰	0	0	0	2
"	太山	1	0	1	3

州名	郡名	Λ	В	С	D
予州	魯郡	1	0	0	0
"	潁川	0	0	0	4
"	汝南	0	0	0	1
"	譙郡	0	0	0	2
"	陳郡	0	0	0	l
"	陳留	0	0	0	2
徐州	東海	1	0	0	0
"	彭城	0	1	0	1
"	琅邪	0	0	0	8
"	広陵	0	0	0	4
揚州	盧江	1	0	0	2
"	呉郡	0	0	0	4
"	丹楊	0	0	0	2
"	会稽	0	0	0	4
"	呉興	0	0	0	2
"	予章	0	0	0	1
雍州	馮翊	0	1	1	0
"	京兆	0	0	2	0
"	安定	2	1	1	0
"	北地	0	0	0	1

その2 州ごとにみた表

111.6-			-	_ <u>_</u>
州名	A	В	С	D
"幽州"①	1 8	1 3	19	3
冀州	1 7	2 5	3 1	1
司州	6	4	7	1
青州	3	2	0	1
并州	5	4	6	2
兗州	1	1	1	6
予州	1	0	0	10
徐州	1	1	0	1 3
揚州	1	0	0	1 5
雍州	2	2	4	1
合計	5 5	5 2	6 8	5 3

- A「辺境期」 (~AD. 350)
- B「前燕帝国期」(AD. 350~370)
- C「後燕期」 (AD. 383~409)
- D「琅邪王政権」(AD. 307~317)
- ① 平州と幽州を合せた広い意味での"幽州"

罷成周・冀陽・営丘等郡、 以勃海人為興集県、 河間人為寧集県、 広平・ 魏郡為興平県、 東萊・ 北海人為育黎県、 呉人為

吳杲、悉隷莊国。

第二次僑立のみに現われ、不自然である。また慕容部に最も近い幽州についての言及がない。 とあるのがそれであるが、両記事に共通している地域は冀州と青州だけで、予州、并州は第一次僑立のみに、 とあるのがそれであるが、 両記事に共通している地域は冀州と青州だけで、 司州、 揚州

等に辟召した士人について同様の作業をおこない、同時期にあたる「辺境期」慕容政権との比較の材料とした。 書』、『魏書』、『資治通鑑』より検索して表3を作成した。この表では、「辺境期(~三五○)」、「前燕帝国期(三五○~三七 ○)」、「後燕期(三八三~四○九)」の三つに時期区分し、あわせて晋の琅邪王睿が登極前に建康にて僚属として府官、 いずれにしても、この記事だけではおおまかなことしかわからない。そこで、前燕、後燕両政権の漢人官僚 め 本貫を 国官

とを裏付ける。なかでも、幽、平二州―――広い意味での「幽」州――出身者が三十三%、冀州出身者が三十一%を占めてお六名で八十四%を占めているが、このことは中原支配が辺境時代に抱え込んだ士人の本貫に於ける影響力に依拠していたこ 書』巻百二十四、慕容徳載記の「燕趙之士楽為燕臣也。」との語と符合する。 り、「辺境期」の官僚機構が「幽」・冀両州人によって支えられていたといえよう。中原進出以降もこの傾向は不変で、『晋 まず、「辺境期」であるが、五十五名中、慕容儁時代の版図に相当する幽、平、冀、青、司、并の河北六州出身者が四

させ、 部内の不協和音を生み出す遠因ともなったが、また一面では、これにより両政権は単なる辺境の割拠勢力とは異なる一 全中国的な普遍性を主張し得たともいえよう。 強めると共に、 琅邪王両政権は幽州、 黄河以北主体の「辺境期」慕容政権との対照が興味深いが、もう少し立ち入って考えれば次のように考えられまい さて、ここで琅邪王政権の僚属をみると、揚州、 いわば「二本足構造」を持っていたと考えることができる。この構造は、 前者では冀州、 あるいは揚州という辺境州に建設されたが、現地州出身の士人を登用して足場を固めて「土着性 後者では予、徐州という本拠地から比較的近い、ある特定の中原地域の州出身者を多数参加 予州、 徐州の黄河以南三州出身者が特に多く、 一面東晋に於ける南人と北人の軋轢の如き 全体の七十二%を占める。 種

次の「前燕帝国期」になると出身地構成に若干の変化がみられる。冀州人は五十二名中二十五名で実に四十八%を占める 逆に 幽 州人は十三名、 二十五%に落ちる。これは中原進出後の政権の重心移動 かえれば 州に於け

る「土着性」が相対的に希薄になったことと関連があろう。「後燕期」の状況も、「幽」州人が二十八%、冀州人が四十六%

導された流民が慕容部傘下に入っていたといえるが、中原進出以降になるとむしろ「幽」、冀以外の諸州出身者が次第に姿 にも予、徐、大兄、揚、雍州の出身者も少数ながらも存在し、この時期にほとんど全中国からの流遇士人、および彼らに指 かくいえば封氏と高氏――が他郡人を圧して一大集団を為している。)これに関連して、「辺境期」には前述の河北六州の他 ら「前燕帝国期」、「後燕期」の〝冀州人の優越〟へと移行したことであろう。(なお、冀州人の中でも勃海人─ を消しているという現象がみられる。特定地域出身者によるポストの寡占が、時と共に進行したのであろうか。 全体を通していえるのは、「幽」、冀両州が官僚群の基幹となりつつも、両者の構成比をみると、「辺境期」の 「前燕帝国期」と同じである。 -さらに細 均衡にか

北における慕容政権の安定に寄与したが、反面さらなる版図拡大― 時代に形成された「幽」、冀連合政権という性格は、中原進出後も払拭されるどころか、ますますその度合を強め、 以上は乏しい史料の中から取り出したデータであるので、どの程度まで実情を反映したものかは疑問である。 関中、 河南への進出 -の阻害要因となったのではな 黄河以

いかと想定することはできよう。

おわりに

以上、かなり総花的な記述になってしまったが、慕容政権の消長の過程で明らかになった諸問題について、

性をおこなった。

設されたのであった。これもまた空間的移動を伴った「故事」の適用に相違なかった。かくして慕容氏は辺境時代から関係 ある「魏武晋文の故事」によって晋朝の公認の下で「燕王国」が成立し、中原進出の後には当然のように「大燕帝国」が建 とって支配機構の整備をおこなった。これは政権内部で大きな比重を占める漢人士人への配慮ともいえたが、また六朝州 を持った「幽」、冀士人層との連携を後楯に華北東半(関東)の支配を押し進め、自らは(北族的軍事指導者として以外に) の『自立性』に着目すれば、 東アジア諸民族が塞内外に於て国家形成を開始した西晋末期、 晋朝からの離脱の萌芽が既に内包されていたのも確かであった。そして、まさに六朝的 慕容部はまず晋朝冊封体制の内部に入り、その州鎮 の形を

の支配層として政権を支える存在に転化した。 諸民族に従属を強要すると共に、その一部は徙民等によって政権内部に組み込まれた。中原進出後は、 夷両世界と接する平州に政権の基盤を置いた慕容部は、辺境の地方官としての権限から、また実際の武力発動により、 れて変わらなかったようである。一方、 士人の輿望を担って関東の名族としての地位を獲得した。この地位は前秦支配下に於ても、苻堅の鮮卑優待政策にも助 漢人と共に政権を支えたのが、 東胡、 東夷系諸氏族であった。 中国王朝が東胡、 有力諸氏族は不可欠 周辺

す慕容部の拡張は、発展の阻害要因以外の何者でもなかった筈である。やがて慕容部が北魏によって中原を逐われ、 面に退却してくる頃には、 慕容部は高句麗と北魏の緩衝国に転落した。 しかしながら、既に急速な国家形成を始めた東北アジアの諸国にとって、かつての公孫政権のような小宇宙をめざ 東夷の雄高句麗がかつての慕容部の位置を占めつつあり、 四世紀初頭にこれが遼東を奪取するに 平州方

づけられるのか、 発展を辿った拓跋部が、その先行形態たる慕容部をどう把えたのか、 一方、中原に於ける慕容部支配の遺産は、 残された課題は大きいが、これらについては後考に期したい。 拓跋北魏によって継承された。慕容部と同様、 両政権が華北社会の歴史的発展の流れの中でどう関連 辺境→中原という空間的政 治

ŧ

(1) 『宋書』巻九十六、鮮卑吐谷渾伝に

渾謂其部落曰、我兄弟子孫、

並応昌盛、

廆当伝子及曽孫玄孫、

其間可百余年、

我乃玄孫間始当顕耳。

とある。これは後世になって付加された説話であろうが、それにしても廆以後、 ったことを示していよう。 慕容部の 「昌盛」 が「百余年」であったとの認識が宋代には

- 2 十二、一九六八)。 田村実造「ボヨウ王国の成立と性格」(『東洋史研究』十一-二、一九五一)、 および同 「東アジアの民族移動」 (『京都大学文学部研究紀要
- 3 飯塚勝重 「慕容部の漢人政策についての一考察 -前燕国成立以前を中心として-一」(『白山史学』九、 一九六三)。
- 4 帝国形成史論』(筑摩書房、一九七一)に収められた。 谷川道雄 「慕容燕の権力構造 ―とくに前燕を中心として――」(『名古屋大学文学部研究論集』二十九、 一九六三)。 なお、

- 5 前提」(『歴史学研究』四八八、一九八一)。 関尾史郎「前燕 『屯田』政策に関する二、三の問題」(『上智史学』二十二、一九七七)、および同 「前燕政権(337-370年)成立の
- 6 唐長孺「晋代北境各族「変乱」的性質及五胡政権在中国的統治」(『魏晋南北朝史論叢』 生活・読書・新知三聯書店、
- このことは王沈『魏書』に、

自壇石槐後、諸大人遂相襲也。

とあるのに符合するといえよう。

8 関尾氏前掲「前燕政権(337-370年)

成立の前提」。

9

同右。

- 『晋書』巻百八、慕容廆載記に、

帝遺幽州諸軍討廆、 戦于肥如、 廆衆大敗

- 11 とあり、これ以後廆は掠奪地域の範囲を縮小せざるを得なくなっている。 慕容廆嗣位当初の慕容部近隣諸部の侵入に苦しんだことについては第四節、 (B)東胡系集団を参照。
- 12 『晋書』巻百八、慕容廆載記。
- 13
- 王浚自身も段部、 宇文部との結合に力を入れていた。『晋書』巻三十九、王浚伝に

とある。なお、王浚の幽州政権の動向、とくに異民族とのかかわりについては、船木勝馬「西晋時代の并州と幽州」(『中央大学文学部紀要八 于時朝廷昏乱、 盗賊蠭起、浚為自安之計、結好夷狄、以女妻鮮卑(段)務勿塵、又以一女妻(宇文)蘚恕延。

十四、一九七七)。

<u>15</u> 『晋書』巻百八、慕容廆載記に 征虜将軍魯昌説廆曰、今両京傾没、天子蒙塵、琅邪王承制江東、実人命所係。

明公雄拠海朔、

跨総一方、

……今宜通使琅邪

勧承大統

(郡

諸軍事、

監諸軍事、

督諸軍事を

然後敷宣帝命、 以伐有罪、誰敢不従。廆善之、乃遣其長史王済浮海勧進。

「琅邪王に対する勧進が慕容部支配の強化と連関して述べられている。

<u>17</u> (16)『資治通鑑』巻九十一、太興四(三二一)年の条によって補った。 小尾孟夫「晋代における将軍号と都督」(『東洋史研究』三七-三、一九七八)の規定に従い、都督州

総称して、本稿では「都督」とする。

72 -

- 18 と考えられる。 五等爵は三国魏末に設けられた爵制であるが、晋代以降、慕容部等非漢族君主に与えられた郡名を冠する爵号も、当然五等爵の一部をなす なお、宮崎市定『九品官人法の研究』(東洋史研究会、一九五六)、および越智重明『魏晋南朝の政治と社会』(吉川弘文館、
- (19) 『南斉書』巻十六、百官志に

都督知軍事、刺史治民、各用人。恵帝末、乃并任、非要州則単車刺史。

20 とある。なお、越智重明「晋代の都督」(『東方学』十五、一九五七)。 たとえば、厳耕望『中国地方行政制度史』上編三、四冊(『中央研究院歴史語言研究所専刊』四十五、一九六三)。

(21) 『後漢書』巻八十八、西域伝。

 $\widehat{22}$ 七九)によれば、非漢族君主の内臣の官への任用は後漢期に始まるが、その恒常化、体系化は魏晋期以降であるとされる。 谷川道雄「東アジア世界形成期の史的構造-――冊封体制を中心として――」(唐代史研究会編『隋唐帝国と東アジア世界』 汲古書院、 一九

(23) たとえば、『三国志』巻十五、梁習伝に、

単于恭順、名主稽顙、部曲服事供職、同於編戸。

とあり、南匈奴単于のこのようなあり方は、もはや外臣とはいえないであろう。また、西晋戸調式・占田課田法の規定中には「夷人」・ 夷」についての項目が設けられ、西晋内部に居住する多数の非漢族が、徴税体系内で一定の位置を占めていた点は周知に属そう。

- 24 魏晋期の南匈奴については、内田吟風「南匈奴の研究」(『北アジア史研究・匈奴篇』同朋社、一九七五)。
- 25 公に、慕容氏が昌黎公、遼東公に封ぜられたのも、この政策が敷衍されたものであろう。なお、越智重明「西晋の封王の制」(『東洋学報四二 西晋においては、皇親諸王が出鎮する際、 一』、一九五九)、および同「封王の制と八王の乱」(『魏晋南朝の政治と社会』、吉川弘文館、一九六三)。 封地を出鎮先の管轄区域に含ませる方針が採られることが多かった。段氏遼西公に、拓跋氏が代
- (26) 坂本義種『古代東アジアの日本と朝鮮』(吉川弘文館、一九七八)。
- 27 ているといえよう。 凉州張氏に与えられた冊号、および張氏の自称官号には一貫して護羌校尉が入っているのは、 東夷校尉の機能を接収した慕容政権と対応し
- (28) 『晋書』巻八十六、張駿伝に、

……於是刑清国富、 群僚勧称涼王、 領秦・ 涼二州牧、 置公卿百官、 如魏武晋文故事。 駿日、 此非人臣所宜言也。 敢有言此者、 罪在不赦。

とある

然境内皆称之為王。

- (29) これに関連して、『晋書』巻八十六張重華伝に、
- とあり、 公奕世忠於晋室、 詔遺侍御史兪帰拝重華護羌校尉・涼州刺史・仮節。……是時御史兪帰至涼州、重華方謀為涼王、不肯受詔、使親信人沈猛謂帰曰、 張氏政権では、海東で同様の国際的位置を占める慕容政権を意識しており、王号問題についても敏感な反応を示したことがわか 而不如鮮卑矣。台加慕容皝燕王、 今甫授州主大将軍、何以加勧有功忠義之臣乎。明台今宜移河右、 共勧州主為涼王。 我家主
- (30) 『晋書』巻百八、慕容廆載記。
- 31 「用法厳峻」による国内不安の増大について、慕容部とほぼ同時期の拓跋部の例でみてみると、 穆帝 (猗盧)時、劉聰・石勒傾覆晋室。帝将平其乱、乃峻刑法、毎以軍令従事。民乗寛政、多以違命得罪、死者以万計、 『魏書』巻一一一、刑罰志に 於是国落騒
- とあり、 立及其封建化」(『魏晋南北朝史論叢』、生活・読書・新知三聯書店、一九五五)。 性急な支配機構の整備が、寛政(=遊牧社会の慣習法による統治)に慣れた部族民の反発を惹起した。なお、唐長孺「拓跋国家的建
- 32 魏晋両革命の経緯については、宮川尚志「禅譲による王朝革命の研究」(『六朝史研究・政治社会篇』、 日本学術振興会、 一九五六)。
- 魏王操使丞相長史王必典兵督許中事(胡注——魏王操猶領漢丞相而居鄴、故以必為長史典兵督許)。

33

『資治通鑑』巻六十八、建安二十二(二一七)年の条に、

- 34 とあり、 『晋書』巻二、文帝本紀景元四(二七四)年の条に、魏帝の詔を載せて、 丞相の次官たる長史(およびその他の僚属)が、魏の国都鄴に在る曹操にかわって漢都の許に駐在したことがわかる。
- とあり、 百官志上によれば、 昔在周召、并以公侯、入作保傅。其在近代、酇侯蕭何、実以相国、光尹漢朝。隨時之制、 司馬昭は晋公(のちに晋王)に封ぜられ、丞相以下の官を置いた後も、魏朝の相国として百揆を總摂した。なお、『宋書』巻三十九、 昭の相国府には計百八名の僚属があったという。 礼亦宜之。今進公位相国、 加緑綟綬
- 35 この六卿とは、三三七年に設置した国相、司馬、奉常、司隷、太僕、大理を指す。
- (36) 『資治通鑑』巻九十六、咸康四 (三三八) 年の条。
- <u>3</u>7 第四節で述べる通り、 成周郡は予州人のための、 営丘郡は青州人のための僑郡であることに注目したい。
-) 宋該については、『太平御覧』巻八百二〇、布帛部に引く『燕書』に、
- という挿話を載せる。 宋該字宣孔、為右長史、太祖(廆)会群僚、以該性貧故賜布百余疋、令負而帰、 重不能致乃僵頓、 以愧辱之。
- (39)『資治通鑑』巻九十六、咸康七(三四一)年の条。

- $\stackrel{\frown}{40}$ 『資治通鑑』巻九十六、咸康七(三四一)年の条。なお、胡注に 師古曰、既有備物而加之策書也。杜預云、典策、 春秋之制也。 余謂車輅・旂章・弓矢・斧鉞、 皆可以言備物。
- とある。また、『三国志』巻四十七、呉主伝に、孫権が公孫淵を燕王に封じたときのこととして、 使太常張彌・執金吾許晏・将軍賀達等将兵万人、金宝珍貨、九錫備物、乗海授淵
- とある。こういったことから、「備物典策皆な殊礼に従」うというのは、九錫の授与、あるいはそれに準ずる待遇を指しているのではない と考えられる。なお、「殊礼」については、尾形勇「自称形式より見たる君臣関係」(『中国古代の「家」と国家』、岩波書店、一九七九)。
- 42 三五七年になって、皝は薊からさらに鄴に遷都し、以後滅亡に至るまで鄴が国都であった。ただ、『晋書』巻百十、 使昌黎・遼東二郡営起廆廟、范陽・燕郡構皝廟、 以其護軍平熙領将作大匠、監造二廟 慕容儁載記に、

41

関尾氏前掲「前燕『屯田』政策に関する二、三の問題」。

43 とあり、このとき竜城に廆の廟が、薊に皝の廟が建てられたようであり、 この時期、慕容部の本拠地昌黎郡は、 - 幽州ではなく、三国期に幽州から分離した平州に属していた。それゆえ胡三省の見解は正確には誤り 旧二都の重要性は依然失われていない。

であるが、平州設立が比較的新しいためか、両州人間の「同郷」関係が成立すると考えられていたのも事実である。たとえば、第四節でとり

あげた平州内に設けられた僑郡県には、最も流入が多かったと思われる幽州人のためのものがない。これは幽州人にとって平州が州レベルで 「異郷」ではなかったことを示すものである。

75

- 44 馬長寿『烏桓与鮮卑』(上海人民出版社、一九六二)。
- $\widehat{45}$ もともと慕容部は鮮卑等の遊牧民からなる騎兵部隊を基幹兵力としていた。『資治通鑑』巻九十九、永和八(三五二)年の条に、 閔以所将多歩卒、 而燕皆騎兵、引兵将趣林中。……(慕容)恪分軍三部……乃択鮮卑善射者五千人、 以鉄鎖連其馬、 為方陳而前
- とあり、関東の郡守県令は現地の士人、 『資治通鑑』巻百三、咸安元(三七一)年の条に (苻) 堅以関東初平、守令宜得人、 すなわち旧前燕人を登用することになった。また、同咸安二(三七二) 令王猛以便簡召英俊、 補六州守令、授訖、言台除正。

 $\widehat{46}$

- とあり、 徒左長史であったことが確認される。 陽平公(苻)融在冀州、高遷綱紀、 州の属官も関東士人を登用することが多かったらしい。なお、房黙は清河の、 以尚書郎房黙・河間相申紹為治中別駕、清河崔宏為州従事、管記室 申紹は魏郡の名族の出身である。とくに、 紹は前燕の
- 47 辺境時代、既に平煕が慕容皝に仕えており、他に叡と幼が前燕、 後燕両朝に、 規が後燕に仕えて各々高官に達している。

- 『資治通鑑』巻八十八、建興元(三一三)年の条に、
- 東夷校尉崔毖請皇甫岌為長史、卑辞説諭終莫能致。廆招之、岌与弟真即時俱至。
- 49 とあり、状況から推して皇甫氏は他の中原士人と同様、一定規模の家族集団で平州に流れてきていたようである。 『資治通鑑』巻百四、太元五(三八〇)年の条に、「徴兵」後のこととして、
- 吉貞・趙讃曰、今諸国不従、事乖本凶。明公若憚益州之行者、当遣使奉表乞留、主上亦不慮不従。

諸国皆曰、吾為天子守藩、不能従行唐公(洛)為逆。洛懼、欲止。猶予未決。王縕・王琳・皇甫傑

魏敷知其無成、

欲告之、

洛皆殺之。

とある。

50

『晋書』巻百十三、苻堅載記上。

- と考えておられる。 氏族の分徙については、馬長寿『羌与羌』(上海人民出版社、一九八四)。なお、馬氏は分徙は三八〇年以外にもおこなわれたのではないか
- 52 『晋書』巻百十三、苻堅載記上。
- 53 『資治通鑑』巻百六、太元十(三八五)年の条。
- 54 形態の変化、すなわち伝統的な「谷支配」から軍事施設を支配の媒介とする「城支配」への移行がなされつつあったという。 武田幸男「広開土王碑からみた高句麗の領域支配」(『東洋文化研究所紀要』七八、一九七九)によれば、広開土王治世の前後に領域支配の
- 55 池内宏「晋代の遼東」(『帝国学士院記事』 ーーー 一九四一)。
- 56 註(49)参照
- 『続漢志』巻二十八、百官五に 護烏桓校尉一人、比二千石。本注曰、主烏桓胡
- とあり、その劉昭注に、
- 応邵漢官曰、擁節。長史一人、司馬一人皆六百石。并領鮮卑。

とある。

59 <u>58</u> 公孫氏政権については、西嶋定生「親魏倭王冊封に至る東アジアの情勢――公孫氏政権の興亡を中心として――」(『古代史論叢』上巻、吉 狩野直禎「後漢末地方豪族の動向──地方分権化と豪族──」(中国中世史研究会編『中国中世史研究』、東海大学出版会、一九七○)。 なお、船木勝馬「烏桓校尉・匈奴中郎将をめぐる諸問題」(『江上波夫教授古稀記念論集』歴史篇、 山川出版社、一九七七)。

一九七八)。また、大庭脩「三・四世紀における東アジア諸族の動向」(『東アジア世界における日本古代史講座3、倭国の形成と

古文献』、学生社 一九八一)。

- 60 池内氏前掲註(55)論文。
- $\widehat{61}$ 西晋期幽州の異民族問題については、船木勝馬「西晋時代の并州と幽州」(『中央大学文学部紀要』八八、一九七七)。
- $\widehat{62}$ おこなうことがあったという。ただし、この見解には小尾氏前掲註(17)論文の反論もある。 越智重明「晋代の都督」(『東方学』一五、一九五七)によれば四征(鎮安平)将軍が都督より上位にあり、 また刺史に対しても直接支配を
- <u>63</u> 『晋書』巻百十、慕容儁載記に

64

儁自和龍至薊城。幽冀之人以為東遷、互相驚擾、所在屯結。其下請討之。儁曰、 群小以朕東巡、故相惑耳。今朕既至、尋当自定。然不虞

とあり、儁がしばしば東巡するために、幽冀の人々の誤解を招いたという。 三八五年六月、高句麗が遼東、玄莬を占領し、七月、後燕国内で夫余王族余厳が反乱を起こして遼西に拠るという一連の危機があったが 之備亦不可不為。於是令內外戎厳。

慕容垂の派遣した遼西王農によって遼東、遼西は奪回された。なお、全くの推論であるが、『宋書』巻九十七、百済伝中の、 百済国、 本与高驪俱在遼東千余里、其後高驪略有遼東、百済略有遼西。

- $\widehat{65}$ なお、慕容皝が三三七年に百官を置いた時も、慕容氏一族は一名も中央の国相以下の官に就いていない。 いう古来議論を呼んだ記事は、百済王族が夫余系の余氏を称していたこととからめ、 前述の事件の反映であったのかもしれない
- 『資治通鑑』巻九十五、咸和八(三三三)年の条に、「(佟)寿嘗為(慕容)仁司馬。」とあり、遼東人佟寿は征虜将軍慕容仁の司馬であった。
- 67 以下、将軍の官品は『通典』巻三十七、職官、 晋官品に拠った。

 $\widehat{66}$

68 姚薇元『北朝胡姓考』、中華書局、一九六二)。

69

たとえば、『通志』、氏族略第五に

- 慕輿氏、即鮮卑慕容氏。音訛又為慕輿。
- あるのがその一つ。
- 70 関尾氏前掲註(8)論文
- $\widehat{71}$ 72 『魏書』巻九十五、 『晋書』巻百八、慕容廆載記 徒何慕容廆伝

73

『晋書』巻百八、慕容廆載記に、

連・津、大敗斬之。二部悉降、 遼東太守龐本以私憾殺東夷校尉李臻、 徙之棘城立遼東郡而帰 附塞鮮卑素連・木津等託為臻報讎、 実欲因而為乱。 遂攻陥諸県、 殺掠士庶。 (慕容廆)

率騎討

- 77

とあり、『資治通鑑』ではこの事件を永嘉五(三一一)年のこととしている。慕容部が遼河以東の「附塞鮮卑」諸部に勢力を伸ばしたのはこ れが最初であるが、 可足渾氏もこの時期に慕容部の支配下に入ったのであろう。

74 段氏については、志田不動麿「遼西鮮卑段氏考」(『池内宏博土還暦記念東洋史論叢』座右宝 一九四〇)。ただし記述は四世紀初頭で終っ

ている。宇文氏については大澤陽典「宇文族姓攷」(『立命館文学』二六五、一九六七)。

75

諸氏の出自は姚氏註(6)前掲書。

77

と独立に存在した」ものであると理解されている。

- 慕容部系諸氏族の生活の実態は詳細にし得ないが、『晋書』巻百十四、苻堅載記下に、 前秦末期のこととして、
- とあり、 慕容暐弟燕故済北王泓先為北地長史、聞垂攻鄴、亡命奔関東、収諸馬牧鮮卑、衆至数千、還屯華陰。 牧畜を営む集団もあったらしい。

谷川氏前掲註(4)論文によれば、軍営集団について「戦闘員・文武官吏・商工業者・農業労働者といった各種の機能をもつ要員が、

78 『資治通鑑』巻百一、太和 (三六八)年の条には、

尚書左僕射広信公悦綰曰、 貸粟帛以自贍。既不可聞於鄰敵、且非所以為治、宜一切罷断諸蔭戸、尽灃郡県。燕主暐従之、使綰專治其事。糾擿姦伏、 一十余万、挙朝怨。綰先有疾、自力釐校戸籍、疾遂亟。冬十一月、卒。 今三方鼎時、各有吞併之心。而国家政法不立、豪貴恣横、至使民戸殫尽、委輸無人、吏断常俸、 無敢蔽匿、 戦士絶廩、 出戸 官

79 谷川道雄氏前掲註(22)論文。

とあり、『晋書』慕容暐載記に比べ、やや具体的な記述がある。

80

註(43)参照

- 81 琅邪王政権の人的構成については、小尾孟夫「東晋琅邪王同馬睿政権の成立」(『広島大学学校教育学部紀要』(第二部)五、一九八二)。
- 81 以下の州区分は西晋のそれを基準としている。なお、 司州を黄河以南に入れたのは、 同州のうち黄河以南出身は一人しかいないからである
- 82 註(43)参照 表3参照)。